

平生町告示第21号

2019年第4回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年6月5日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和元年6月17日

2 場 所 平生町議会議事堂

○開会日に応招した議員

中丸 和則君

中村 武央君

中本 敦子さん

松本 武士君

赤松 義生君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

村中 仁司君

中川 裕之君

○応招しなかった議員

2019年 第4回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和元年6月17日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和元年6月17日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 議案第30号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第31号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第32号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第8 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第9 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 議案第30号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第31号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第32号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第8 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第9 委員会付託
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 5番 松本 武士君 |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 河藤 泰明君 |
| 8番 岩本ひろ子さん | 9番 細田留美子さん |

10番 河内山宏充君

11番 平岡 正一君

12番 村中 仁司君

13番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君

書記 天艸裕太郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	吉賀 康宏君
教育長	……………	清時 崇文君	会計管理者	……………	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	羽山 敦紀君
地域振興課長	……………	友田 隆君	町民福祉課長	……………	石杉 功作君
税務課長	……………	池田 真治君	健康保険課長	……………	中尾 和正君
産業課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	吉岡 文博君
建設課長	……………	高岡 浩行君	学校教育課長	……………	河島 建君
社会教育課長	……………	兼末 仁君			

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、2019年第4回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、中本敦子議員、松本武士議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの9日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） ご異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第
235条2第3項の規定による令和元年6月実施の例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法
第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受け
た者の職、氏名の報告は、お手元に配布したとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第4、行政報告について、町長から報告を求めます。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様おはようございます。

2019年度がスタートして2カ月、そして新しい元号の令和となって1カ月が過ぎ、早いも
ので6月半ばを過ぎました。

今年の田植え時期には降雨量の不足による水不足が心配されておりましたが、なんとか降雨に
よって解消され、水田には、みずみずしい早苗が風に揺れ、この時季ならではの風情を醸し出し
ています。この身近で緑豊かな自然と美しい風景は、田舎の原風景として、心が癒される気がい
たします。

今年の梅雨入りは、山口県を含む九州北部地方には、まだ気象庁からは発表されておられ
ませんが、エルニーニョ現象等による異常気象も大変気になりでもあり、梅雨時期における降雨量が、
災害もなく、農家にとっては程よい恵みの雨にとどまることを願うばかりであります。

いずれにいたしましても、最近の地震や火山の噴火、近年多発している集中的な豪雨や土砂災
害も想定しながら、初動体制も含めて、防災対策の一層の強化に取り組んでまいりたいと考えて
おります。

そうした最中、2019年第4回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方
におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます
でした。

この度の上程議案は、先の臨時会においてご報告をさせていただきました関係により、条例
3件、同意2件となっておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、統一地方選挙における平生町議会議員一般選挙によりまして、ご当選をされました議員各位におかれましては、任期が始まって初の定例会となるわけであります。また、6月3日の任期開始早々の臨時議会では、議長さん、副議長さんをはじめとする新たな議会構成が決定され、スタートされたところであります。

我々執行部も、新たな気持ちで、町政の推進に努めてまいりたいと思います。そして、議会と行政が車の両輪のごとく、切磋琢磨をしながら、町民の負託に応えてまいりたいと存じますので、議員各位におかれましては、格段のご指導とご協力を賜りますように、よろしくお願い申しあげる次第でございます。

それではまず、昨今の国・地方を取り巻く情勢について、ご報告させていただきます。

国の新年度予算は、年度内の3月27日に成立しましたが、当初予算としては、初めて100兆円を超える予算額となり、一般会計予算で、101兆4,571億円となっております。

歳出においては、年金や医療、介護を含む社会保障費が34兆593億円と、過去最大を更新し、前年度から1兆円以上増えております。防衛費も、社会保障と同様に過去最大を更新しております。また、歳入においては、税収が62兆円超となり、バブル期を上回る高水準となっております。新規国債発行額は9年連続で減少しているものの、歳入全体の32.2パーセントを占める割合となり、厳しい財政状況に変わりはありません。

また、5月31日に開催されました経済財政諮問会議において、6月中に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」の内容（原案）が公表されました。

最低賃金の引き上げや、就職氷河期世代の就労を支援する施策などが柱で、ITの急速な進展を踏まえた行政手続きの電子化も加速させ、日本経済の活性化を目指すとしています。

また、「景気不振リスクが顕在化する場合には、機動的なマクロ経済政策を躊躇なく実行する」と明記もされています。

いずれにしましても、地方にとっては、こうした方針や戦略等、あらゆる手段を総動員して財政再建や地域経済の再生につながるように期待をしております。

こうしたことから、地方財政や地方交付税をはじめ、地方を取り巻く様々な課題につきましては、今までも国に要望してきておりますが、今後におきましても、国と地方の協議の場や様々な機会を通じて、地方の声を発信し、全国町村会を含む地方6団体において団結し、強力に要請していきたいと考えております。

次に、3月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まず、行政協力員会議について、ご報告いたします。

5月13日から17日にかけて、町内5会場において行政協力員会議を開催いたしました。多くの議員の皆さんにもご出席いただき、誠にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

会議では、ほとんどの自治会長さんが行政協力員として就任をされておりまして、今、自治会の数は151ありますが、この内、新規の自治会長さんは111人と、73.5%の方が新規にご就任をされています。

行政協力員会議では、イタリアーノひらお推進事業や地域おこし協力隊員の紹介、自治会活動費交付金などの説明をさせていただいたところでありました。

説明の後には意見交換も行いましたが、多くのご意見やご質問、また、ご要望をいただきました。

これらの意見の中には、例えば、イタリアーノひらお推進事業について、鳥獣被害の対策について、道路や河川の維持管理について、町の過疎化問題について、街路灯のLED化について、自治会未加入世帯の対応についてなど、沢山のご意見やご質問をいただき、情報交換ができたと思っておりますし、一定の成果があがったものと考えております。

次に、協働のまちづくりについてであります。

4月22日の平生まち・むらコミュニティ協議会の総会を皮切りに、6月2日の佐賀コミュニティ協議会総会を最後に町内6地区のコミュニティ協議会総会が開催されました。

平成29年4月1日から、コミュニティ協議会などの地域自主活動の機能が発揮できる拠点づくりとして、公民館及びコミュニティセンターから地域交流センターへと移行しました。

この2年間において、地域交流センターを活動拠点として様々なイベントや環境・防災・福祉活動等それぞれの地域での自主的な活動に取り組まれており、参加と協働のまちづくりの機運の広がりを実感することができたところでもあります。

次に、新庁舎整備についてであります。

今までの経緯であります。平成30年度におきましては、まず、29年度において策定しました「平生町役場新庁舎建設基本構想・基本計画」をたたき台として、4月に開催された平生町新庁舎整備調査特別委員会の中で計画の内容等について説明をさせていただくとともに、財政収支の推計についての報告をさせていただいております。

その後、パブリックコメントを実施するとともに、その期間中の5月9日には、新庁舎整備にかかる住民説明会を開催し、事業概要の説明や質疑、提言等をお受けしたところであり、これらの内容につきましては、6月5日に開催されました第3回目の特別委員会において報告をさせていただいたとおりであります。

そして、11月に町長選挙、本年4月には町議会議員選挙が執行されるため、新たな体制において検討を進めていく必要があることから、その協議を一部中断してきましたが、繰越事業として、測量調査の着手については認めていただき、現在、本庁舎周辺において実施しているところでもあります。

先般の議員懇談会におきまして、新しい議員の皆様に対しては、新庁舎建設にあたり、町内外

からの寄附の募集をさせていただくことの報告をさせていただきました。

新庁舎整備については、議員の皆様にもご理解をいただきながら、これまでも取り組みを進めているところでありますが、新庁舎建設のためには多額の費用が必要となることから、町内外の方からの寄附金を募ることといたしました。

現在、町外在住の方に対しては、ふるさと納税のご案内の中で、3月25日から新庁舎建設応援コースを設け、寄附の募集を行っているところであり、町内にお住まいの方や、企業・団体等からの寄附等の申し込みの受け付けをするための手続きについて、「広報ひらお」6月号においてご案内をさせていただいたところであります。

金額については、いくらでもお受けいたしますが、1,000円相当以上の寄附をいただいた方には感謝状を贈らせていただき、30,000円相当以上の寄附をいただいた方には、芳名板に名前を掲載し、末永く顕彰させていただくことを考えています。

併せて、寄附をいただいた全員の方を芳名簿に記載し、当分の間、縦覧に供することを考えているところであります。

今後におきましては、皆様にお示ししております「平生町役場新庁舎基本構想・基本計画」をベースとしまして、議会の皆様との合意形成を図りながら、基本設計・実施設計へと歩を進め、新庁舎の建設に向けての取り組みを進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力につきまして、よろしくお願いをいたします。

以上、3月定例会以降の主な諸般について、行政報告として報告させていただきました。

終わりに、平成30年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単にご報告申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額51億818万2,757円、歳出総額48億7,207万892円で、差し引き2億3,611万1,865円となりまして、繰越明許費7,849万5,706円を控除いたしますと、1億5,761万6,159円が実質収支額となるものであります。

次に、特別会計であります。6つの特別会計の総額を申し上げます。

歳入総額41億5,379万8,009円、歳出総額40億9,356万7,926円で、差し引き、6,023万83円となりまして、繰越明許費210万円を控除いたしますと、5,813万83円が実質収支額となるものであります。

以上、平成30年度の一般会計ほか、6つの特別会計の収支状況の概要を申し上げます。

以上をもちまして、報告を終わらせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 次に、教育行政に関する報告を教育長に求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 教育長として初めての議会定例会でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

4月以降の教育行政に関する御報告を申しあげます。

まず、佐賀小学校小規模特認校制度についてでございます。

小規模校の特性を生かした教育活動を推進しております小学校で学びたい、あるいは子供を学ばせたい、このような希望に対しまして、一定の条件のもと、通学区域外からの入学を認め、児童を受け入れる制度として小規模特認校制度を導入しているところでございます。

今年度は、この制度を利用して新たに2名の児童が加わり、現在10名の児童が在籍しております。この制度を取り入れて4年目を迎え、制度利用者が10名程度で推移していることから、制度自体の浸透はしてきているものと思われませんが、複式学級が4年ぶりに、この制度を導入前と同じ2クラスになった実態を踏まえ、佐賀地区への定住対策など抜本的な取り組みによる学校運営基盤の強化も必要であると考えられます。

今後、佐賀小学校を地域コミュニティの核と位置づけ、あわせて特色ある教育活動を行う小規模な学校の一層の活性化を図るため、ホームページやオープンスクールなどを活用し、積極的に情報発信を行いながら、この制度の周知、町外・県外への情報発信に努めてまいりたいと思っております。

次に、全国学力学習状況調査についてでございます。

今年度も小学校6年生、中学校3年生を対象に4月18日に実施をされました。小学校で国語・算数、中学校では国語・数学という従来の教科に加えまして、今回初めて英語が導入され、読む・聞く・書く・話す、この4つの技能を問う形式がとられました。話すことに関する問題では、コンピューター室のパソコン端末を活用して、音声録音方式により実施したところ、中学校からは不具合もなく無事検査を終了したと、このような報告を受けております。

この調査の結果は7月に公表されますので、教育委員会としてはこの調査結果を踏まえ、関係機関の役割と責任に応じて、学校に対し必要な支援を行うなど、教育施策の改善に向けた取り組みを進めてまいります。

もう一件、昨年度まで平生小学校に勤務していた男性教諭の不祥事案についての報告でございます。

この男性教諭は、柳井市立柳井南小学校に勤務しておりますが、昨年度まで勤務しておりました平生小学校において、今年1月28日、当時5年生の男子を教室で指導する中、教卓を強く払い倒したのち、当該児童の胸元をつかみ、揺さぶり、強く突き放した際、当該児童は倒れていた教卓に顔を打ちつけ、前歯に傷害を負わせた、このようなものでございます。

この事案に対し、今月10日、任命権者であります山口県教育委員会から男性教諭に対し、減給1カ月の懲戒処分が出されました。

教育委員会としてもこの事実を重く受け止め、処分発表の日、監督責任のある校長に対し、厳重注意の措置を行い、被害児童へのケアはもちろんのこと、職員一丸となって再発防止、信頼回

復にあたることの指導をしたところでありまして、また、翌日11日には臨時の校長・園長会を開催し、この度の報道内容等を含めて詳細な情報の共有を行いまして、町教育委員会も同席のもとでの校内綱紀保持の研修会開催等の指示をしたところでございます。

以上で、教育行政の報告を終わらせていただきます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5. 議案第30号

日程第6. 議案第31号

日程第7. 議案第32号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、議案第30号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第32号平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、ご提案をいたします。条例3件の議案につきまして順を追ってご説明を申し上げます。

議案第30号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が5月15日に公布されたことに伴い、選挙長等の費用弁償単価を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人において、それぞれの報酬額の引き上げをいたすものであります。

施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第31号平生町下水道条例の一部を改正する条例、並びに、議案第32号平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括してご説明申し上げます。

両条例につきましては、消費税法および地方税法の改正による消費税率および地方消費税率の引き上げに伴い、公共下水道等の使用料を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、公共下水道及び漁業集落排水施設の使用料について、消費税率等の引き上げ相当分の引き上げをいたすものであります。

両条例の施行日につきましては、消費税等の税率が引き上げられる令和元年10月1日といたしますが、附則にて経過措置を規定しておりまして、施行日前から継続して使用している者であ

って、令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、従前の例によることとなるものであります。

以上をもちまして、本日ご提案申しあげております議案の条例3件につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第8. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第8、一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） それでは、質問させていただきます。

まず、本町の教育方針について質問いたします。

清時教育長にお尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひします。

就任されてから2カ月と半月がたちました。短い期間であります。平生町の教育行政の現状をどのように感じておられますでしょうか。

個人的に、健康に長生きできる生涯現役時代において、人生を有意義に暮らしていただくためには、社会教育の充実が不可欠だと考えています。そして、平生町の将来を担う子供たちのためにも、学校教育の充実も不可欠です。これからの平生町の教育行政について、どのようにお考えでしょうか。

以上、2点について、清時教育長のお考えをお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） 教育長就任に当たりまして、発言の機会をいただきありがとうございます。

就任して、まず、2カ月半が経過をいたしました。私自身、これまで学校現場、あるいは教育行政において、いろいろな場を経験させていただきました。また、4月以来、学校や園を訪問したり、あるいは、学校教育や社会教育、まちづくり等に係るさまざまな会合に参加をさせていただいたりしてまいりました。

まずは、そうした経験と4月以降の体験を総合して感じていることでありますけれども、この平生町は学校と地域とが大変に近いということ、これに加えまして、子供たちの健全育成にご支

援いただいている方々や、生涯学習社会の実現に向け、中核的な役割を担う社会教育にかかわり活躍されている方々、そうした多くの方々のパワーに驚きを感じております。そして、その方々の姿に励まされ、務めさせていただいている、これが今の実感でございます。

また、平生町の教育行政につきましては、初年度ということもありまして、初めてのことも多々ある中、勉強が足りないと感じているところもございまして、引き続き精進を重ねてまいりたいと考えておりますので、皆様方にはご教示のほど、よろしくお願いをいたします。

さて、これからの本町の教育行政についてでございますけれども、現在の人口減少や高齢化の進展、急速な技術革新やグローバル化の進展、さらに、今後予想される人生100年時代の到来、今の子供たちの半数が、今、存在しない職業につくと言われる、いわゆる厳しい挑戦の社会の到来など、これらを展望したものである。このことが重要だと考えておりまして、そうした未来社会をたくましく生き抜くために、ふるさと平生を愛する人、指示を待つのではなく、主体的に協働して課題解決を目指す人、そして、あらゆる人々が活躍する社会、こうした人と社会を目指して進んでいかなければならない、進めていかなければならないと考えているところでございます。

現在、教育委員会では、来年度までが計画期間であります平生町教育振興基本計画によりまして、笑顔が輝く教育の町、生きがいに満ちた教育の町、この実現に向けて、現計画に沿った取り組みを進めております。まずは、この取り組み、実践、さらには、今の子供たちの状況、これをしっかりと踏まえた上で、私自身のこれまでの経験も生かしながら、平生町教育振興基本計画の基本理念であります高い志と広い視野をもって夢に挑戦するとともに、学校、家庭、地域の連携の中で、豊かな人間性を育み、故郷をこよなく愛して行動できる人づくり、これを目指してまいります。

今後、これからの急激な社会状況の変化も捉え、平生町教育振興基本計画に沿った取り組みを進めていくに当たり、具体的に今考えておりますことを少し申し上げますと、まず、学校教育につきましては、根本的なところでは、子供たち自身の自己肯定感。子供たち一人一人が、私は1人の大切な人間であるという自分への信頼を高めて、家庭、地域との共同のもとで、全ての子供の頑張りや優しさにアプローチをし、それら子供たちが主体的に発揮する中で、学校教育の機能であります学力保障と社会性の醸成、これにつなげて、平生町を愛し、未来を生き抜く子供の育成に全力で取り組みたいと、このように考えているところでございます。

また、社会教育につきましては、地域と学校がともに手を携え、子供たちの豊かな学びや健やかな成長、それと、地域活性化、この双方を目指します地域学校共同活動の取り組みを進めてまいりますとともに、社会変化を受けて、住民参加による地域づくりが叫ばれる中、より多くの方々との連携、協働を進め、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくり、この取り組みが進められるよう努力を重ねてまいりたいと考えております。

平生町の子供たち、そして、住民の方々のため、これまでの取り組みを継承、発展させ、職員

とともに全力で取り組むことを通しまして、教育長としての重責を全うしてまいります。どうか、皆様方のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） ありがとうございます。最初、冒頭のお話の中に、地域の方々の力、これに支えられている。教育の現場だけでなく、本当、平生町というのは地域の方々の力によって成り立っている町だと思っています。その熱い思いをお聞きしました。ぜひとも、実現できるために、僕個人的にも議員として協力したいと思いますし、時と場合によっては討論になるかもしれませんが、平生町のためによりしくお願いします。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

防災力の強化について質問いたします。

災害は忘れたころにやってくるから、忘れる前にやってくると言われ出して、もう数年がたちます。異常気象と言われていたようなことも、今や異常ではないほど、毎年各地で発生しています。そこで、防災力のさらなる強化が必要だと考えております。毎回でありますけど、ご批判覚悟で申しあげますが、何度もテレビなどの報道で被災地の悲惨な状況を見ているにもかかわらず、多くの町民は自助への取り組みまでには至ってないのが現状です。自主防災組織はつくってはみたものの、次の段階には進んでいないところがほとんどです。そのような中でありますが、地域防災のかなめ、平生町消防団のさまざまな面での強化が地域住民の生命と財産を守るためには有効だと考えています。もちろん、災害発生時、地域住民は全員が被災者ですので、団員も被災者の一人ではありますが、質問させていただきたいと思います。

先日、阿多田島で消防団の訓練がありました。定年制が施行されて、初の訓練であったと思います。全体として、若返りをして、雰囲気は何かいつもと違うなと思った半面、知識と経験のある団員の方がいらっしゃらなくなったんだなと若干の不安も感じました。団員確保も厳しい時代ですが、団員の確保と技術、知識の習得について、町として、何かできることありませんか。平生町の防災力強化について、全体、町長の思いがあれば、それをお聞きしたいのと、特に消防団、先ほど申しあげましたけれども、団員確保、技術、知識の習得について、町長のこうしたいというのがそんな現実になるということは難しいかもしれませんが、消防団がこの先強化されるために平生町としてできることがあれば、教えてください。お願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員おっしゃるとおり、日本では、毎年各地で自然災害が発生しており、これらにより多くの人命や財産等が失われております。昨年においても、平成30年7月豪雨や9月に発生した北海道胆振東部地震などにより、多くの方々が被害に遭われております。このような大規模な災害に対応するためには、国や自治体などの関係機関が連携し、地域防災力を高め

ていくことが必要でございます。災害が発生した場合、その災害の規模が大きいほど、常備消防をはじめとする防災関係機関自身が被害を受け、災害対応に支障を来すことも考えられます。そのような場合には、地域の事情に通じ、地域に密着した存在である消防団が災害対応に大きな役割を果たすこととなります。特に発災直後の初動期においては、地元消防団や自主防災組織など、住民みずからが主役となって、防災活動を行うことが非常に重要となります。そのため、消防団につきましては、地域の防災リーダーとして、地域防災力向上のため、また、団員が迅速で安全な防災活動を行うため、次のような取り組みを行っております。

昨年10月には、宇佐木コミュニティ協議会の主催による防災訓練に参加し、避難の呼びかけや避難誘導、また、講習会の講師を行うなど、自主防災組織などの地域住民と連携した活動を行っております。毎年地域で開催される防災訓練には地元の分団が参加をしております。防災士育成につきましては、町内の防災士取得者に対しての補助制度を平成24年度から継続して実施しております。災害時の減災と平常時の社会の防災力向上のために、防災に関する知識や技能を習得し、地域におけるさまざまな場で地域防災力の向上や減災への取り組みを期待するものであり、消防団員におきましても、積極的な活用をいただいております。今後につきましても、このような取り組みを通じて、消防団員のさらなる防災意識が拡充され、地域防災力の向上に資するものと期待をしております。

消防団訓練では、礼式訓練と放水訓練を実施しており、3年に一度、計画的に普通救命講習を受講し、AEDの使用方法や心肺蘇生法、異物除去法などの講習を受け、救命技能についても、維持向上に努めております。今後も、広域消防署の指導を受けながら、訓練内容についても充実を図っていきたいと考えております。

昨年、光市で行われました自治体消防70周年記念山口県大会には、団長、副団長及び各分団長が参加いたしました。消防団活動についての事例報告では、火災件数の減少に伴い現場での活動経験が少ない団員が増加しているなどの課題が報告されております。また、記念講演では熊本地震における消防団活動と今後の課題についての講座が行われ、消防団員の消防防災に関する意識の高揚が図られたものと思います。

団長においては、今年1月に日本消防協会が主催する消防団幹部特別研修に各都道府県代表として参加され、消防防災を取り巻く課題への対応策の研修や最新の取り組みについての講義、また、意見交換等を行い、今後必要となる消防団活動の識見を広げられました。このように訓練や研修へ参加することで、常備消防とは異なる特性や役割を踏まえながら、知識等を吸収し、今後の消防団のあり方を考えていろいろな取り組みを進めていきたいと考えております。平成25年度には消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律も制定されております。内容については、幹部会において詳しくお示ししておりますが、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識も高め、自発的な防災訓練への参加を促進すること等により、地域における防災

体制の強化を図っていければと考えております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） ありがとうございます。団員数の確保も難しい時代の中ですけれども、現在も新しく入団していただける方が実際にいらっしゃいます。先ほど町長の答弁の中にもありました、火災数が減少しています。いろんな、そういう機器等、調理場の機器ですね、電気に変わったり、かなり技術の進歩によって、火災数が減っているというのは素晴らしいことです。でも、現場が少ないということは、経験が、現場での経験が若手にとっては、自分の知識と経験をする上では、非常に、後に役立つ場ではあったんですが、今、少ない分、研修の場で直接この機器を動かしたり、あの火の怖さというのは、現場でないと、想像ではもう追いつかないぐらい現実はまだ怖い。僕も消防団員になったとき、ならせてもらったとき、数カ月後に家屋火災があって、いきなり中に入れと言われて、すごく戸惑った覚えがありますが、あそこまでの恐怖、覚えた怖さというのが、その後の僕の活動にかなり影響を受けています。ですので、入られた方、新しく入られた新入団員の方に対する研修の取り組み、県ですけど、柳井広域さんも研修等受けてくれますし、ぜひとも、もし、そういうところに経費のかかるようであれば、町全体の生命と財産を守る、その志のある消防団員ですので、予算措置のほうも、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

以前にも、一般質問で申しあげましたけれども、消防団員の多くは家族や地域への思いが活動の原動力になっていると思います。それだけに家族や地域の人たち、それに企業や事業所に対して、消防団活動のご理解を深めていただくことが必要だと思ひます。そのことが、間違いなく、消防団員、消防団を支えることにつながると考えています。

消防団自体、消防団自身が変わる努力も必要ですが、地域全体が活動を支援し、今の時代、今の平生町にふさわしい消防団をつくっていけるよう、みんなで考えるべき課題だと考えています。

先ほど、町長のほうからもご紹介ありましたけれども、北海道の地震にしても、熊本の地震にしても、単体ではなく、阪神淡路大震災から始まった南海トラフ、トラフで起こる大地震の始まりが阪神大震災。今度、トラフがはじいた後には、そのはじいた後を収束するために、また同じような大規模な地震が起きる。収束すれば、やっとな、安定期。今、活動期の真ただ中。いつ、どこで、何が起きてもおかしくない状況にあります。本当に待たなしたと思ひますし、ぜひとも、行政のほう、町長のほうで、積極的に事業所のほうなどに、消防団の活動を、活動に対する理解と協力を求めていただきたいと思ひます。

まとめなくなりましたが、以上の2点、新人、先ほど、幹部の方は幹部の研修に行かれたというのがあったんですけども、やっぱり、それぞれの経験年数に応じて必要な研修というのがあると思ひます。ですので、各年、年数ごとのそれぞれの方に適した研修のほうを、設定と

か、支援をしていただけるかどうかということと、事業所等への協力依頼、この2点を町長のほうにお願いしたいんですけれども、ぜひ、ご答弁のほうをお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、研修でございますが、山口県の消防学校、また、消防大学校、こちらのほうで消防団の課程で研修をやっております。こういうのに行かせるように、財政当局とよく相談して、その機会あるごとに、そういうところに行かせて、研修を受けてもらうというのが1点と、あと、やっぱり、消防団の一番のあれは日本消防協会さんのほうで、結構研修やっておられます。これ、私も、日本消防協会行ったときに、その研修にも立ち合わせていただいたんですが、かなり机上だけじゃなくて、実際的な訓練もやっておりますし、東京消防庁さんのご協力を得て、いろんな対応するところに行って、ハイパーレスキューとか、そういうのを見させていただいたりしておりますので、ぜひ、そういうところにも研修として行かせていただきたいというふうに思っております。

また、消防団に協力いただける企業、これにつきましては、いろいろとお願いはしようと思っております。多分、企業さんのほうのご事情もございますから、なかなかお願いしても、はい、そうですかとはならないとは思いますが、消防団員の協力事業所という制度がありますので、こちらのほうも活用しながら、ぜひとも、いろいろ企業を回ってお願いしていこうかなというふうを考えております。

以上でございます。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、一般質問を行います。大きく3点のことをお尋ねをいたします。

まず、1点目、2019年度当初の職員数について、2点目が選挙事務について、3点目が統一的な基準、いわゆる財務書類等の活用についてということで、細かくお尋ねをいたします。

まず、1点目です。2019年度当初の職員数についてお尋ねをいたします。

これ、なぜ、一般質問をするかといいますと、平生町職員適正化計画、これ、第六次行革大綱の中で、職員数について触れられているんですけれども、平成28年度から平成32年度の間、いわゆる令和2年ですか、元号が変わりまして、この職員数の目標において、平成31年度の当初職員数が、この計画、遵守されてないと、状況です。なぜ、そうなっているのか、理由をお尋ねをしたいということで、一般質問をいたします。

まず、平生町の職員適正化計画では、平成31年度の当初職員数は115人というふうに計画されていらっしやいました。本年度の2019年、平生町一般会計予算に基づく年度当初職員数

は117人ということで、ご説明をいただきました。差異がお2人ということです。この適正化計画に基づく、計画ですから、それぞれ、どういう理由があるのか、ちゃんと説明していただかないと、先ほどから協働というようなお話で、いろいろと住民とのかかわりについて言われていましたけれども、協働の前に信頼性という問題も、当然出てくるわけですから、お尋ねをいたします。この職員数が計画と実際には異なっていること、これ遵守されてない状況、それなりの理由があると思うんですよ。きちんと住民に対して、また、議会に対しても説明していただかないと、また、改善すべきは改めるということを提案して、3点ほどお尋ねをいたします。

まず、1点目、整合性のチェック体制について、どうなっているのかということです。これ、第六次の行革大綱にも、計画の見直しも視野に入れて検討するというふうに記載をされていらっしゃると思います。確かに計画と実際にやられると、その差異というのが、当然出てくるのが当然のことだろうと思いますが、これに対して、どう取り組んでいらっしゃるのでしょうか。先ほども申しあげましたけれども、予算書と計画の整合性を含めた定員のあり方です。これ、きちんと、行政のほうで、この計画でいきたいと思っておりますということをお示しをされたわけですから、そのことに対して、きちんと、やはり、理由があると思うんです。理由がないということは、そのまま知らん顔、言いつ放し、やりっ放し、これじゃ、やっぱり、住民との行政の間の協働というのは、とてもじゃないですけど、絵に描いた餅ではないかと思っておりますので、この全体の定員のあり方についての、先ほどの予算書と計画の整合性を含めた定員のあり方について、まず、チェック体制はどうなっていたのかということで、お尋ねを1点目にいたします。

2点目です。先ほども少し申しあげましたけれども、計画よりも2人職員数が多いという現状です。これ行政サービスの提供体制、いわゆる事務事業執行体制です。これ、どっか変更があったんでしょうか。所管事業としては、追加はなかったと私記憶しているんですけども、人員、マンパワー、何か変更があって、より行政のサービス提供体制、いわゆる事務事業を強化しようということで、多分、されていらっしゃると思うんです。年度当初、どこをどう人数を変更された。重点的に施策の展開を図るために人員を強化されたのか、どうなのか、お尋ねを2点目にいたします。

3点目です。先ほども少しお話をいたしましたけれども、第六次の平生町行政改革大綱期間は平成28年度から平成32年、いわゆる令和2年度の間です。今年度を含めて残り2年間とはいえ、一応、職員適正化計画はすぐに改善、調整すべきものではないでしょうか。平生町未来戦略でも、いわゆるPDCAサイクルなるものをうたわれて、プラン・ドゥ・チェック・アクション、このことをきちんと平生町未来戦略ではやられているというふうにお聞きをしております。先ほども申しあげました、繰り返しになるかもしれませんが、説明を欠く、いわゆるこのまま放置されているのは、何度も申しあげますけれども、住民、議会との行政の間の信頼性を欠くことになることは判断をしております。また、先ほども言いましたけれども、言いつ放し、やりっ放しによ

る影響は協働の妨げ、一番の信頼の妨げになるとも推測もいたしております。なぜ、平生町職員適正化計画は改善、調整されないのか、お尋ねをいたします。

以上、3点について、お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

ご質問いただきました職員数につきましては、平生町職員適正化計画では、平成31年度当初職員数が115人であるのに対し、2019年度、平生町一般会計予算に基づく、年度当初職員数は117人となっております、計画人数より2人多い状況となっております。まず、理由といたしましては、計画では、採用者数を毎年1人とし、それに退職予定者数を減じた人数を計画人数としておりますが、今年度退職者の中から、フルタイム再任用の希望があったため、その人数が加わったことによるものでございます。計画との比較では、2人多いですが、前年度当初予算との比較では3人少なく、その減少人数に見合った業務のスリム化等が図られていない状況でもあります。再任用者の業務につきましては、フルタイム、2人でございますが、この方は図書館、地域振興課に、短時間については、それぞれの事務補助に従事してもらっております。また、特に、今年度は業務といたしまして、新たに加わったものもございまして、まず、消費税の増税、保育料の無償化、下水道事業の公営企業会計、プレミアム商品券及びイタリアーノひらおなどの新たな取り組みを進めております。今後さらなる新規事業への取り組みも考えられ、業務量等に見合った職員数の適正な配置をさらに注視していく必要がございます。

おっしゃられるとおり、計画の見直しにつきましては、やはり、業務の合理化と新たな業務量の差を考えて、見直しも視野に入れて検討する必要があるのではないかなというふうに思っております。国も、削減が何人、新たに生まれる業務が何という形で、その差し引きで、職員数を決めておりますので、今後も、私どもも、新たな業務また削減する人数、これらとの比較をしながら、今後検討して、計画も検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それなりの事情があることはわかります。それで、この適正化計画に関しては、採用者を1人で、退職者をずっと減じていたから115人でいった。そうすると、この計画というのは、それで置いて、それを補足するのがその年度の一般会計予算だと思えます。そういうところで、計画があって、実施がある、予算化がある。ここでお互いに牽制しないことには、これらの計画、予算書も整合性を持たないと思えますよ。なぜ、そのように申しあげるかという、当初の一般会計予算の性格というのは、その年度の、その会計年度のいわゆる収入と支出をあらわすものですよね。そうすると、その整合性をチェックするために、毎年度チェックしていかなきゃいけないと思えます。そうすると、年度末にはおおよそ、です

から、3月提案、当初予算を提案するころには大方の予測がついているというふうには私は考えるんですけども、そのことを前提にお話をすれば、あまりにも説明不足という点は否めないと思うんですよ。確かに消費税の問題、また、下水道の問題、プレミアム商品券の問題、確かにあるでしょう。でも、それらは、その年度末に予算計上するときに全て事務事業としては把握されていらっしやったはずですから、今ここで新しくどうのこうのという議論ではないと思うんです。

まず、説明不足の点、それと、平生町参加と協働のまちづくり条例に基づく協働の妨げという点です。これを非常に私懸念しているんです。そのことのもう説明は要りません。

次の質問に行きます。

次に、私の次の質問に行きます。次に選挙事務についてです。選挙事務について、2点ほど、お尋ねをいたします。

まず、私の体験したことを踏まえて、少しお話をいたします。

1点目に、4月、今年は4月7日なんですけど、私、自分ところの田んぼの草引き中に、私、尾国ですので、上関町の防災行政無線、非常によく聞こえます。そのときの上関町の防災行政無線で、投票の案内のお誘いの放送がありました。その内容は、投票お済ですかという選挙の棄権防止に関する放送、投票を促す放送だったんです。前にも、選挙事務については、少し、広報のあり方、啓蒙活動されたらどうでしょうかというふうにお尋ねをいたしましたので、1点目に、まず、防災行政無線、これを選挙にかかわる伝達法の一つとして活用できないかということ提案を含めてお尋ねをいたします。

今しがたも申しあげましたけれども、防災行政無線を選挙の棄権防止に関する放送、また、衆議院議員選挙などの選挙が行われる際に投票を促す放送とか、また、今後、参議院選挙もありますけれども、また、それプラス、今回、平生町議会は無投票当選でした。この無投票当選の決定等も含めて、この防災行政無線を通知放送として、活用されてはどうかということで、選挙管理委員会、並びに、町長にもお尋ねを所見について、まず1点目に、防災行政無線を選挙にかかわる伝達法の一つとして活用できないかということで、お尋ねをいたします。

2点目です。町長と選管の委員長さんと教育長さんにお尋ねをいたします。

教育長さんの行政報告の中でも少しお話がありました。今年度4月18日、選挙期間中です。実際はなかったんですけども、先ほども中学校では英語のヒアリングテストが実施されていたというお話をいただいております。このたびの平生町議会議員選挙は16日から20日までです。16日に無投票当選ということで、もしもという仮定になるお話ですので、もしもということでお聞きいただければと思います。

先ほども申しあげました、この選挙期間中、実は4月18日に全国学力テストが予定されておりました。中3では新しく英語のテストが実施されて、話す、聞く、いわゆるヒアリング、音声を使ったテストが実施されていたところなんです。先ほども申しあげました、もしもの話であります、

20日までの間、選挙が実施されていると当日の選挙運動は試験に対する騒音トラブルの可能性があったのではなかろうかと推測をいたします。確かに公職選挙法では、学校、また、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するように努めなければならないとされていますが、現実には音量に対する規制は、公職選挙法では、特に定めてありません。少なくとも、説明会時の日程等もわかっていたはずですので、教育委員会のほうでも、学校でも。このことに対する特段の配慮が私たち議員にも、また、学校、教育委員会、選管でも、情報共有として対策は必要でなかったのかという意味で、このことに関しては、どうだったのだろうか。後のことなんですけれども、少し振り返って、お互いに、次も、多分4年後も、このころですので、当然、平生の町会議員の選挙期間中だろうと、推測です、これも。推測されると思います。いかがお考えかどうか。このたびの選挙を踏まえて、また4年後、どういう対策を考えてらっしゃるのか。2点ほど、町長、選管委員長、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時15分といたします。

午前10時04分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

羽山総務課長兼選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） それでは、選挙管理委員会という立場からお答えをさせていただきます。

まず、最初の防災行政無線に関しましては、本町における選挙にかかわる伝達手段につきましては、現在、広報や町のホームページ、及び、候補者による巡回となっております、ご質問にありましたとおり、防災行政無線につきましては、投票日の午後8時の最後の吹鳴するだけの活用に終わっておるところでございます。

また、活用につきましては、また後ほど、町長のほうからお話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、当日といいますか、一般選挙の期間中、今回の統一地方選でございますけれども、ご指摘のありましたとおり、このたびの一般選挙の説明会時におきましては、学校や教育委員会、選挙管理委員会、候補者陣営の情報は共有を図られておりませんでした。統一地方選につきましては、国から選挙期日が示されておりまして、本町における裁量権が働かないのが現状でもございます。とは申しまして、今後におきましては、教育委員会等とも連携しながら、選挙期間中における学校行事等の把握に努めまして、その対策を検討し、候補者陣営との情報共有を図れるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） 選挙事務にかかわる情報共有についてのお答えをいたします。

今回の全国学力学習状況調査は、平生町議会議員選挙期間中の4月18日、この日に行われておりまして、仮に選挙が行われていたとすれば、ご指摘のように選挙運動の行為が英語のヒアリングに影響を与えた可能性については、否定はできないと思っております。こうしたことが想定できたにもかかわらず、何ら対策をとらなかったのは、教育委員会からの情報提供ができなかった、できていなかったためと反省をしているところでございます。

今後については、統一地方選挙の日程も、全国学力学習状況調査の実施日も、国が決めることでありますことから、町の裁量で2つの行事の重複を防ぐことはできないこともありますので、対策としては、候補者の方々にテストの実施日と時間帯をお伝えし、配慮してもらうよう選挙管理委員会に要請することで、情報の共有を図ってまいります。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 防災行政無線につきましては、活用することができますので、活用するという方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

また、先ほどの英語のヒアリングと試験と重なる、こんなことがあってはならないと私も思っております。やはり、ちゃんと、そういう情報が選管と教育委員会とこちらのほうとが連携をよくして、その当時に、どういう行事があって、どういうあれがあるのかというのをちゃんと確認して、選挙管理事務をやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 防災行政無線については活用を検討していくということですので、ぜひ、有効な活用方法を検討していただきたいと思えます。

2点目のことに関しても、いろいろと国との調整等あるんでしょうけれども、ただ、1点で、いわゆる国が決めることだからとか、町には裁量権がないとか、言われましたけれども、それだけでいかれるのが縦割り行政ですよ。国とか、県が決めたことをどう町で昇華する、いわゆる昇華するというんですか。それを、いや、再質問しませんから。昇華して、自分ところの町じゃったら、どう生かしたら、これがクリアできるかというのを考えるのが一番基本的な自治体の役割だと思うんです。それを、まず、乗り越えるためには、やはり、ささいなことでも情報共有、縦割り行政を超えたところで、そのためにいろんな会議で、皆さん方、諸問題を議題として会議をされていると思うんです。ひとつ、今後の検討課題というようなことだと、私、捉えていますので、ぜひ、縦割りの弊害を乗り越えて、どう町で昇華するというんですか、昇華、昇る華ですね。どう納得してやるかというのが一番メインだろうと思っておりますので、今後、そのことは、ほかのことでも見守ってまいりますので、ご検討のほうをよろしく願いできたというふうに思って、

次の質問に行きます。

次の質問に移ります。3点目です。

統一的な基準、財務書類等の活用についてです。この質問をする理由です。実は決算認定ともかかわってくると私思っているんです。9月議会で決算認定を行って、翌年の3月、この3月に、議会が終了後に全協で決算認定をした年度の財務書類の報告がここ2年間続いております。この財務書類というのをいろいろと調べてみますと、どうも願っている、財務省の願っていることとされているのかな、どうなのかな、法的な根拠もどうなのかな。また、町でも決算認定を行った後の半年後に財務書類を公表されるというようなことで、ちょっと違和感を感じます。それと、私、学生時代に簿記に悩まれたため、財務書類を作成するとか、また、その数字を読める、いわゆる会計学については、随分、私、個人的に悩んだもんで、職員さんがどのように活用されているのだろうかということ、少し調査させていただきました。そこで、お尋ねを、5点ほどお尋ねをいたします。

まず、その質問をする前に、財務書類等の活用の手引きというように、これ総務省が発表されているんですけども、今後、各地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等が作成されることにより、一つ、発生主義・複式簿記の導入、一つ、固定資産台帳の整備、一つが比較可能性の確保といった3つの観点から、財務書類等のマネジメントツールとしての機能が従来よりも格段に向上することになるために、単に財務書類等を作成するだけでなく、予算編成や行政評価ともに積極的に活用していくことが期待されますというふうに書いてあります。現状、平生町の場合、9月議会で決算認定を行います。その翌年の3月議会、その半年後に、その決算認定を行った財務書類の報告が議会終了後の全協で報告をされるという手順になっていると思います。これが2年間続いています。今年も、そうですね、来年の3月には、また同じように、30年度の財務書類等が公表されることになると思うんですが、まず、いろいろと調べてみますと、矛盾点が見えるといえますか、町の取り組み方針として、きちんと姿勢を公表されたのがいいんじゃないかということで、提案を含めてお尋ねを5点ほどさせていただきます。

まず、作成の根拠です。先ほども少し申しあげましたけれども、この財務書類等の作成根拠、これが非常に曖昧ではないか。総務省のほうからご協力をお願いしますというふうな文章のもとにつくられているようですが、結局、任意の取り組みでされていることじゃないか。それは地方交付税との絡みとの問題があるのか、どうなのか、わかりませんが、結局、任意の取り組みで作成されているんじゃないかとも判断をせざるを得ません。ほかの自治体との関係もあるんでしょうけども、ほとんど、どこもやってらっしゃいます。これ、しかしながら、法的根拠を持っておかないと、これ事務として、仕事としてやられているわけですね、総務課のほうで。みずから、この作成根拠を設定される、条例で設定されるとか、今、曖昧と私考えていますので、設定しようというふうなお考えはあるのか、ないのかということをお尋ねするとともに、このまま1年後

に公表されて、2年後に結局、いろんな数字とかは役立つということです。1年後の3月に公表されて、12月ごろから、次の翌年の予算の査定に入られますから、いろんな係数、数字等は2年後でないと反映されないというような状況。これは、数字は生かされているというふうに言えるのか、どういう所見を持って、そういうことをされていらっしゃるのか、少なくとも翌年には反映をされるような仕組みづくりと申しますか、そのためには、いわゆる専門的な会計実務者、内部の育成、また、外部、いわゆる税理士さんとか、会計士さんとか、そういうことの協力を外部協力をいただいている市・町もあるようでございます。先ほどからも財政の問題等をいろいろと言われていらっしゃいますけれども、数字を生かすためには、やはり、内部で育成するか、外部へ頼むかという方法しかないと思うんですけども、今後、ずっと継続されていかれると思いますので、どのように、この財務書類づくりについては考えていらっしゃるのか、数字を生かすためにどのような事業展開を考えていらっしゃるのかということで、2点目にお尋ねをいたします。

3点目です。先ほどから少しお話をいたしますけれども、いわゆる財務書類、これ、決算の数字ですから、そうすると、今、監査委員、監査事務局というのがあります。この監査委員さんとかかわり、また、議会の審査を受けずに、今後もずっとこの形態をさせていくのか。このことについても、少しお話を、所見をお尋ねしとかないと、会計学上、数字ですから、やはり、いろんな指数が出ていますので、今後、これを監査委員さん、議会の審査に関して、どのような所見を持っていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

続きまして、住民にとって、わかりやすい公表ということで、ホームページ上では、財務書類、公表されていらっしゃいますが、これが果たして、ホームページ上だけでいいのか、どうなのか。いわゆる決算については、広報等でお知らせをされていらっしゃいますけれども、結局、財務書類については、その位置づけが曖昧なだけに、ホームページ上だけで公表されているのではないかと思います。やはり、きちんと住民にとって、わかりやすい公表とはどうあるべきかということを検討されていらっしゃるのではないかと思いますので、本当に住民にとって、わかりやすい公表についての所見をお尋ねをいたします。

5点目です。先ほどの総務省の財務書類等が作成されるよりいろんな利点がありますよということに、比較可能性の担保なるものがうたわれております。この比較可能性の担保とはどのようなものかということでお尋ねをいたします。この比較可能性の担保とは、経年での平生町の比較ということになるのでしょうか。それとも、いわゆる市町村類型とか、交付税措置に基づくもので、なのでしょう。どういう所見をもって、比較可能性の担保を実現されていこうとされているか、5点目にお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

財務諸表、書類につきましては、総務省から、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が示され、全ての地方公共団体において、固定資産台帳を基礎資料とした統一的な基準による財務書類を作成することとされました。統一的な基準に基づくには、保有している全ての固定資産を網羅した固定資産台帳の整備が必要であり、本町では、平成27年度に固定資産台帳の整備を行っております。整備後は毎年固定資産台帳の更新を行っておりますが、更新作業に資産形成につながる仕分けをする必要があり、職員で仕分けが困難な案件など、専門的な知識を要することから、民間の専門業者へ更新作業をお願いしている状況であります。

出納閉鎖後から資産台帳の更新作業に入りますが、更新の範囲は下水道事業を含めた公営企業会計まで含まれ、作業に時間を要することから、更新の登録の完了が年内までかかります。本町では平成28年度決算から統一的な基準に基づく財務書類を作成しております。財務書類は企業会計的な手法で作成される決算書であり、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資産収支計算書の4表で構成されております。毎日取引される資産の動きに対して、本町では出納閉鎖後に一括で仕分けを行うことにしており、固定資産台帳の整備同様に、職員で仕分けが困難な案件など、専門的な知識を要することから、民間の専門業者へ更新作業をお願いしている状況であります。

財務書類には、公営企業はもとより、財務の取引が行われている一部事務組合等から情報を収集する必要があり、作成に時間を要し、3月の初旬に財務書類が完成いたします。国からは、監査委員の監査や議会への報告は義務づけられておりませんが、本町では財務書類の作成完了を受けて、直近の3月の全員協議会にて、報告をさせていただいている状況でございます。議会への報告後に、町のホームページに公表しておりますが、専門用語などが列挙されていることもあり、公表においては工夫を重ね、身近な資料として受け入れられるようにしていく必要があると考えております。

出納閉鎖後に一括で仕分けを行っており、書類作成の完了時期などから次年度の予算編成に反映させることは非常に困難な状況であります。そうはいいまして、更新時期を迎えた公共施設の老朽化対策は喫緊の課題として受けとめており、今後、策定いたします公共施設等管理計画を踏まえた各個別施設設計、施設計画をもとに年次的な施設の老朽化対策を講じる必要があることから、公共施設建設基金への積み立てを行い、今後の財政需要に備えるなどの取り組みを進めている状況であります。

書類の作成におきましても、山口県セミナーパークや広島広域圏で開催されます研修に積極的に参加しており、職員で可能な作業の範囲を広げていく取り組みも進めております。平成28年度決算から統一的な基準により作成しております財務書類におきましては、現在、国においては全国の平成29年度決算分が公表されている状況であります。

今後、公表されるに当たり、本町では前年度との比較はいたしておりますが、本町と人口、産業基盤など類似した他団体との比較も行い、財務書類の数値を基礎資料として、各事業の行政コストを含め公共施設マネジメントに取り組み、健全な財政運営につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 専門的な用語がたくさん出てきましたので、なかなか一概に理解できないんですけれども、2点ほど再質問をさせていただきます。

まず、一番最後にお尋ねをいたしました比較可能性の担保で、他の類似団体、平生町の類似団体というお話が出てきました。これ、先ほど、そのようなことを私申しあげました。多分、市町村類型とか、交付税措置とか、それらを含めてでしょうけれども、いわゆる全国ということになると、その類似団体、一応、今、町のほうで、どういうふう考えていらっしゃるか、お名前か、何か、特定の町の名前が出るのでしょうか。そのことの確認だけをさせていただきます。

それと、数字ですから、間違い等がある場合の訂正についてはどのような体制なのでしょうか。数字ですから、当然、間違い等もありますけれども、数字の間違いが交付税の錯誤措置等、今までも随分とございました。28年と29年、過去にされている公表されている資産の合計、負債の合計です。特に29年度で、対比で掲載をされていらっしゃるようですが、28年の資産合計、また、28年の負債合計というのは、そのときに発表された数字とこれ異なっているんじゃないでしょうか。これは今初めて申しあげます。ただ、数字の誤謬に対するチェック体制というものはどのようになっているのか。このことについて、2点、お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答え申し上げます。

類似団体というのは、総務省が類似団体の、私もよく知らないんで、あまり知ってはいないんですが、Iの4とか、そういう定員も含めた形で出しているのがあります。それで、同じ番号、同じ番号という言い方も変ですけど、同じ番号のものが類似団体ということになっておりまして、今、それがどういう団体があるかというのは、私、今、ここで申しあげられるだけのあれは持ってないんですけど、そういう形で、類似団体というのは調べるができるかなというふうに思っております。

また、数字の錯誤というか、誤差といいますか、間違いといいますか、あった場合、どうするのかということですが、やはり、調べていて、もし、わかれば、当然、修正をかけるべきもんだというふうに思っております。ただ、それが見て、わかるような錯誤であれば、すぐに直せるんですが、ものすごく作業も大きいんで、その中のどれかというのを探し出すというのであれば、やりたいんですが、その間違いを見つけるためだけに何日間もやるというの

は、ちょっと費用対効果もあるんじゃないかなということ、そこまではしませんが、現実的に見て、これ、おかしいよねという数字であれば、それは当然、改正、改定していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しております公有財産の適正管理について、質問いたします。

まず、現状についてお答えください。特に旧曾根保育園の跡地については、以前から処分に取り組まれています、いまだに実現していません。また、旧吉原団地跡地についても、売り地との看板は出ていますが、3分の1ぐらいの面積に車が今駐車してあります。以前、中央に貫通する町道の移設をして、登記整理をして、売り払い手続を進められたと聞いております。公有財産の適正管理はなされているのでしょうか。公有財産の管理状況とこれからの取り組みについて、まず質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

旧曾根保育園跡地と旧吉原団地跡地につきましては、平生町未利用町有地の処分に関する要綱に基づき、事業予定のない普通財産の中から平生町行革推進本部が認定し、売却処分に決定した土地であります。曾根は平成18年度、吉原が平成21年度以降、時点修正などにより価格修正を行いながら、それぞれ入札を実施してまいりましたが、応札がなく、入札期限期間終了後の先着順売り払いにおいても、申込者がいない状況が続いてきた経緯がございます。この原因といたしましては、分筆、造成が必要な広大な土地であるといった物件そのものが有する問題、そして、要綱において、売買価格を鑑定評価額としている中、業者が想定する金額との間に大幅な乖離があるといった額面的な問題、以上の2点がございます。

現在、新庁舎建設へと向かおうとするさなかでありながら、売却する確証のないまま、分筆、造成に多額の費用を投じるような大きなリスクを背負うことは、当然、とるべき方針ではないと考えております。依然として業者と折り合いのつく条件に近づけるために、いかに妥当性の高い適切な理由づけをしていくことができるかを課題として抱えておりますが、今後においては、通常の売却方法に限らず、有効活用するという広い考え方、例えば、政策的にターゲットを絞るといった方向性での活用の動きも柔軟に検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 先ほどの2つについては、売却に苦勞されていると本当に知っ

ております。今、柔軟に対応していきたいというお考えがございました。そこで発想を変えて、売るといふ発想を変えて、定住対策に利用できないか、そういったお考えはないか、お伺いいたします。

今ある土地を小さく区分して、無償で貸す。そこに家を建ててもらって、佐賀の若者定住支援住宅のように、何年かたったら安く払い下げるといふような方法を考えられないでしょうか。今、周辺地で、結構、宅地開発が進んで安く売るものですから、町内から、そちらのほうへ引っ越される方が多々あるように聞いております。そういった若い方がいなくなるというのは、すごい危機感を持っておりますので、そのためにも思い切った政策が必要だと私は考えております。第四次の総合計画でも定住促進事業や若者定住促進住宅事業を行っておられ、一定の効果は上げておられます。それを一歩進めて、町有地のそういった無償提供のような利用を考えられないか、お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

そういう定住関係に使うということも含めて検討していきたいとは思いますが、ご承知のとおり平生町内にも宅地は結構ありますもので、民間との兼ね合いもございますので、そこも含めて考えていかんといかんかなというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 民間との兼ね合いを考えていると、なかなか難しい問題だとは思っております。ただ、定住促進については待たなしで、各自治体がいろいろ苦勞して、人を呼び込もうとしております。そういった中、平生町も、よっぽど思い切った対策をとらないと人は入ってこない、平生町内に家を建ててくれないというふうには私は思っておりますので、さっき言いましたように、町有地があるので、それを定住対策に使う、商売の方にはご理解いただいて、定住対策に使うというように、前例にとらわれないで、大胆な発想や転換ができるよう、町行政、そんな町行政になるように、町長の手腕に期待して、公有財産の適正管理についての質問は終わります。

ただ、しっかり町有財産、公有財産がどれだけあるかとかいうのは、しっかり調査されて、今から取り組まれたらいいと私は考えておりますので、よろしくお願ひします。

2番目の人事行政について質問いたします。

昨年度をもって、課長の5人が定年退職をされました。近年まれにみる事態となりました。もちろん、これは予想できたことですから、しっかりした人事戦略をもって対応されたことと思ひます。今年度はスタートしたばかりですが、順調な滑り出しとなっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

昨年度末に課長職5人が退職いたしまして、今年度においては、そのうち、フルタイム再任用職員を2人、短時間再任用職員を3人ほど任用したところでございます。

再任用職員の配置につきましては、対象者の知識、経験、適正等を総合的に勘案して、決定したところでございます。再任用短時間勤務職員を除く今年度の職員数は昨年度と比較して3人少なく、その減少人数に見合った業務のスリム化等をさらに進めていく必要があると考えております。

また、現在、イタリアーノひらおなどの新たな取り組みを進めておりますが、今後、さらなる新規事業への取り組みも考えられ、業務量等に見合った職員数の適正な配置をさらに注視していく必要があると考えております。現在、人事評価を含めて人材育成に取り組んでいるところでございますが、職員のモチベーションが上がるような方法を今後とも検討していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） ただいまの町長のお答えの中に、人事評価制度の話やモチベーションをいかに上げるかというような話もございました。ちょっと私が感じるのに、年功序列の人事となっているように見受けられます。近年、ずっと。過去に一度、私が議員になって20年たつんですけど、そういった年功序列ではなくて、特進でばっと上げられたことがあります。職員を1人ほど。そのときに、ほかの職員も、ああ、ああいうことがあるんなら、僕も頑張ろうかな、私も頑張ろうかなというような話を聞きました。公務員の人事は民間に比べると努力や貢献が給与や賞与、昇給に反映されにくいと言われております。先ほどの人事評価の話もありましたけれど、そのあたりがしっかりとされているのかなというような疑問を私は今感じております。再任用にしても、済みませんね、課長クラス4人でしたか、わかっていたことですので、しっかりと人員の中の構成員として取り組まれたとは思いますが、今回の再任用に対しては、再任用される側の職員たちにとって、不安が大きかった。そして、受け入れるほう側も、どう使うのかという不安もあったと思っております。いろんな自治体で、今から再任用をどうしていくかというのが課題となっております。総務省の調査では、再任用は、平成13年度には全国でほぼゼロでした。今は、昨年度の調査では、11万4,590人と大きく増加しております。ベテラン職員が生き生きと働くことは職場の活性化にもつながるとして、再任用職員に対しての研修や一緒に働くことになる管理職の心構えなどを各自治体が行っていると聞いております。平生町としても、再任用での行政の充実を図っていききたいところです。制度設計をしっかりとさせていただきますようお願いいたします。

3番目に女性の登用についてです。1986年の雇用機会均等法施行までは、配置や昇任など、明らかに男女の差が見受けられました。私が議員となった20年前にも、保育園や幼稚園の専門職以外の女性職員は窓口業務やお茶くみ、事務補助的な仕事が多く見られました。均等法以降30年余りたちましたが、いまだに女性管理職が一般化していません。町長はそのことに関して、しっかり対応していくと話を先日されておりましたけれど、女性登用の道筋をどのようにお考えになっておられるのか、お尋ねいたします。

以上、年功序列になってないか、再任用の制度設計、そして、女性の登用について、お答えください。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

再任用につきましては、やはり、なかなか難しいとは思いますが、これは、やっぱり、その方、再任用された方のこれまでの経歴等も含めて、また、本人の希望もございまして、それらを含めて、どこの場所が一番いいのかというのは今も決めてはおるんですけども、やはり、活用の仕方というのは、ちょっと考えて、検討していかなくちゃいけないかなというふうに思っております。

それから年功序列ですが、確かにおっしゃるとおりですが、ちょっと私もまだ来たばかりで、個々の能力、一応、人事評価ってあるんですけども、私もずっと人事評価やってきましたけども、人事評価というのは結果じゃないんですよね。その評価する人が変わると評価が違う。そういうことが結構あります。私がずっとやってきたとき、この人優秀だと言うんだけど、違うところ行った課長からは、これはだめだと言われるし、これは端的にその人事評価だけを信じるのではなくて、やはり、任命権者として、自分がどうだということを判断していかないと、優秀な人材を登用するということは、なかなか難しいかなというふうに思っておりますので、これから1年間、私どもの職員といろいろ検討とかしながら、使いたいと、上に上げたいという人がおれば、そういう形で任用していきたいなというふうに思っております。

それから、女性の活用についてお話がございまして、確かに私もそう思いますし、実は、自治大学校いたときに、今回も、自治大学校の卒業生の校友だよりというのにちょっと書いてくれということで、ちょっと原稿を書いているところなんですけども、その中で書いたのは、私一番びっくりしたのは、地方公務員の女性職員の優秀さに驚きましたということを書いています。確かに、私、女性だけのグループの担当で演習とかやったんですけども、大変優秀でした。本当にいろんな角度からご意見いただいたり、考えておられて、私が一応先生だったんで、言ったことに対して、まだ、もう少しこうじゃないかみたいな、そういう熱心な女性の公務員の方いらっしゃいました。本当に驚いたところでございます。ですんで、そういうところに、ぜひとも、うちの女性の職員を自治大学校とか、そういう優秀な人の中に入れば、人間って、やっぱり、自分がま

だまただなというのがわかるし、世の中、日本の中に地方公共団体って、こんなにある中で、北海道から沖縄までの方々が一遍に集まって、そういう研修を受けるというのは大変いいことだと思っておりますので、今後、そういう研修も含めて努力していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、自治大学のお話がありました。国も女性の登用をかなり応援している関係で、女性職員に向けた自治大学の特別なコースがございます。町長のおっしゃるとおり、そういったところに行って、世界を知るといふか、日本を知るといふか、視野を広げるといふのは、すごい大事になってきます。今までは男性職員だけでしたよね。今まで行かれたのは。そういった中で、女性職員のほうにスポットを当ててもらえるようにしっかりとお願いしたいと思います。

また、人事評価については私情が入らないような指数でやっていただけたらと思います。なかなか難しい問題ですけど、やはり、何かをなし遂げたときに、上司のほうから、すごい褒められるとか、町長のほうから褒められるとか、そういう評価を受けることと、そういった人事評価が自分の励みになるような形にお願いできたらと思います。

あと、今から、先ほどの教育長の話の中にもありましたけれど、この令和元年、今、生まれた子供たちが大人になるころには職業の半分以上がなくなっている。変わっているというようなお話もございましたけれど、役場の中の仕事もルーティーンのものは、機械化できるものはどんどん機械化されて、職員のやるべき仕事というのがまた変わってくると思います。今、そういった時期に来ておりますので、職員自体がどんどん変わっていくことも必要なんですけれど、中だけで、なかなかできないこともある。そういったときに、せっかく県知事とのパイプをお持ちですから、個人的なパイプもお持ちですから、県職員、精鋭なすばらしい県職員をちょっと派遣してもらって、町長が今から考えられる平生町の理想像に向かって、しっかりやっていく、そういったお考えはございますか。最後にお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

県の職員を活用してということも、考え、頭の中にはあります。確かに。ただ、やみくもに県の職員であればいいという問題じゃないと思いますので、その中でも、やはり、そういう利点があり、すごい行動力があつたり、そういう人を探して、それはもう個人的に引っ張ってくるというような形をとらないと、なかなか思う人が来てくれなかったりしてくという話も聞いております。山口県という意味じゃないですよ。県じゃなくて、全国で、確かに県庁の職員をとっているのを結構聞いておりますが、それがいいかどうかというのは、一つの手段ではあろうと

思いますので、そういうすばらしい職員をちょっと発掘して、その方を一本釣りしたいなというふうには思っておりますが、あまりこれをここでこんなことを言うとあれなんです、そういう検討も確かにしていきたいなというふうに思っております。ただ、定員、定数の関係がありますので、それも含めてどうするかという全体的な人事の中の一つとして考えていかんといかんというふうに思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時10分からいたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 最後に職員研修について質問します。

先ほど、消防団に対する研修についてのお答えがありました。

町長は自治大学校にも奉職されていたと聞いています。研修には人一倍の理解と思い入れがあるろうかと察します。今年度の予算では、自治大学受講のために36万4,000円が組まれているところです。

そこで、まず、町長の研修に対する目的や方針など基本的な考えをお聞かせください。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 職員研修については、平生町職員研修基本計画に沿って、平生町人材育成基本方針に規定している職員として必要とされる能力の開発・伸長を図るため、2019年度における研修について、2019年度平生町職員研修実施計画を策定しております。

この計画に基づき、町独自に行う全職員研修を実施するとともに、山口県ひとづくり財団が行う研修や民間業者主催の研修などに職員を派遣しております。昨年度におきましては、町独自の研修として、全職員研修を4回、新人研修を1回開催し、延312人の職員が参加していただき、県ひとづくり財団や民間業者主催の研修には延60人が参加しております。

また、平成28年度から広島広域都市圏規約により広島市職員研修に受講できることとなり、昨年度は職員4名が参加しております。

今年度においては、自治大学校に職員1名を派遣する予定としており、総合的な研修を目的として約2カ月の日程で、政策形成能力や行政経営能力の習得ができるものと期待しております。

また、地方公共団体情報システム機構に対して、わずかな負担金を納入することにより、地方支援アドバイザーの事業を利用することができることから、機構の負担により著名な講師を招いて、情報化アシスト研修を開催する予定でもあります。

職員研修の効果をいっそう高めるためにも、職員自らが成長しようとする本人の意欲、主体性が求められるところであります。

今後におきましても、自己研修に取り組む職員の幅広いニーズに応える研修の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） これからは少し具体的にお尋ねします。

研修では県内でもいろいろなメニューがあります。自発的にスキルアップを目指して職員自らが自分の時間を使って参加する場合と町からの派遣があります。

町からの派遣の場合の選考基準やその後の処遇に変化があるのかお尋ねします。

研修がすぐに役立ち、評価されれば職員のやる気も違うと思います。

今回の自治大学受講においても、eラーニングでの事前学習が課せられています。その上で8月22日から10月9日までの7週間みっちり絞られます。自ら調べ、考え、判断してその結果を説得力持って伝えられる徹底的なメニューが用意されています。職員はそれだけの努力をして受講されるのです。その努力に見合うような成果を活用できる場の設定はどうなっているのでしょうか。

学んだことがなるべく早く政策や仕事に活かされ、そのことで昇任や賞与に結びつくという目に見えることが他の職員にとってもやる気につながることでしょう。

そういった取り組みを町長は考えておられるか、再度質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 研修の成果を活用できる場の設定については、自治大学に行って、帰ってきて事後の研修も行われています。またアンケート調査も行われているところであります。

行く前と行った後の違いが分かるように、今後の活用も含めて検討していくべきものであると考えています。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） これからの令和の時代は、人工知能と情報機器の利用が進み、今生まれた子ども達が大人になる頃には今ある職業の半分以上がなくなっているという予測もあります。

役場内においても自動化できる仕事は機械に任せることになります。このことを踏まえて、積極的に研修を活かし、平生町に住む人が幸せに暮らせるような取り組みをお願いして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） それでは、通告に従いまして、ペーパーレス化について質問させていただきます。

今、行政改革をと考えられている昨今です。その中の一つとしてですが、会議資料などの紙文

書をペーパーレス化にすることによって、印刷コストである紙代、トナー代、電気代などを大きく抑えることができます。

また、資料作りのための職員が費やす時間や労力も削減できます。初期投資はかかるかもしれませんが、長期的にはメリットはあります。

ペーパーレス化の取り組みについて伺いいたします。

○町長（浅本 邦裕君） ペーパーレス化への取り組みは、現状ではパソコンによる職員同士のグループウェアを活用した情報の共有化等に留まっておりますが、昨今の先進事例より、電子決裁やペーパーレス会議等の導入についても課題として掲げ、検討しているところであります。

しかしながら、システム導入費用の予算化や、職員をはじめとした関係者の意識の変革、電子化に伴う使い勝手の悪さ、目的ページへの移動、並べて別資料が見られない等の問題点も懸念され、進んできていない状況にあります。

一方で、新庁舎整備においてはコンパクト化を図っていくように検討しており、スペースの有効活用においては、保管文書の整理やデータ化も進めていく必要があります、前段としてのペーパーレス化は重要な取り組みとなるものと考えております。

省資源化や効率化を進める上で、ペーパーレス化は必須の取り組みと捉えており、新庁舎整備を契機として、会議室等に機能を持たせた整備を図り、内部協議等の可能な分野から推進していきたいと考えております。

また、議員の皆さま方からのご理解が得られれば、議会における議案、資料等のペーパーレス化、システム化についても共同で調査研究させていただきながら、一体となりまして進めていけますよう、ご協力をお願いいたしたいと思っております。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 県下の自治体でも、取り入れて進めておられるところがあります。最近では、下関市が始められました。タブレットやパソコンだけの会議では不安もあるかと思いますが、職員の仕事の効率化や紙代などの削減のメリットがありますので、少しずつでも積極的に取り入れていくべきだと思います。

ぜひ、ペーパーレス化の取り組みを考えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、選挙投票環境の整備について3点伺いいたします。

選挙は民主政治の基盤をなすものであり、選挙が公正に行われることで健全な社会をつくることができると考えます。

一人ひとりが政治や選挙に十分な関心を持ち、候補者の人物や政権・政党の政策を判断できる目を持ち、自分の一票を進んで投票するということがとても大事なことです。

そこで、まず1点目に高齢者や身体の不自由な方への投票所の設置対応ですが、選挙は政治の基本であり高齢者、障がい者等弱い立場の方が投票しやすいように環境を整えることは重要だと

考えます。投票環境の向上のため、投票所の移動が困難な有権者のための巡回バスの運行か、また、移動する投票所を設けるということはいかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

2点目に、選挙投票率アップの取り組みについてですが、当町の選挙投票率は国政選挙、地方選挙を含め長期的に見ますと低下傾向にあります。投票率をアップさせるためには、選挙のときだけではなく、日ごろから、あらゆる機会を通して、政治や選挙について関心を持ってもらえるよう啓発をしていく必要があります。この啓発の取り組み方、また、今後、どのような方策を進めていかれるのか、お伺いいたします。

3点目に、平成28年6月より18歳以上の選挙権年齢が引き下げられました。若者たちだけに限りませんが、選挙の大切さ、政治の参加の大切さ、自分が主権者であるという認識は本当に大切なことです。若い方は考え方が柔軟である一方、ほかの人の意見に影響もされやすいという面もあると思います。特定の価値観に偏ることなく、自分の判断で投票することの重要性をしっかりと教育していくことが必要と考えますが、今後、どのような教育の取り組みを考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 羽山総務課長兼選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの質問に選挙管理委員会としまして、回答させていただきたいと思います。

まず、投票環境整備についてでありますけれども、投票所といたしまして、使用されております施設及びその設備につきましては、障害者及び高齢者への配慮が整った設備を有している施設であります地域交流センターを使用しておりますけれども、手すりつきスロープの設置や出入り口の変更などによりますバリアフリー化、また、点字器の配備など、障害者及び高齢者が投票しやすい環境づくりに努めているところでございます。

また、移動期日前投票所につきましては、平成31年度山口県議会議員一般選挙におきまして、山口市及び萩市が県内で初めて試験的に導入いたしました。両市が移動期日前投票所を導入した背景といたしましては、高齢化や人口減少によって、投票立会人の確保が難しいため、投票所を減らしたことの代替策として試験的に導入したものでございます。このたびの法改正によりまして、投票立会人の選任要件が「投票区の選挙人名簿に登録されている者」から「選挙権のある者」に緩和されたところでございます。

本町におきましては、現在8つの投票所を開設しております、当面は現状の投票所数を維持したいと考えております。今後、人口動態の変化などによりまして、投票者の状況が変わってまいりましたら、投票所のエリアにつきましても検討することも想定できますけれども、その際には有権者の投票の機会の確保を図るため、移動期日前投票所なども含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、投票率の関係、18歳選挙に関する関係につきましては、近年の投票率の推移につきま

しては、残念ながら低下の傾向にあると言えます。直近の選挙について申しますと、平成31年4月に執行いたしました県議会議員選挙につきましても、46.89%でありまして、平成27年度と比較いたしますと、約6%減少いたしております。現在、選挙時の啓発としましては、町の広報紙、または、チラシの全戸配布、候補者による巡回、また、町のホームページの掲載などを実施しておりますけれども、先ほど河内山議員からのご質問にもありましたとおり、今後、防災行政無線の活用についても検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、若者への主権者教育につきましては、小中学生を対象といたしました意識啓発を図る目的で、これまで毎年実施しております選挙啓発ポスターや、習字及び標語の募集に加えまして、平成28年4月には平生看護専門学校において、また、平成30年3月には熊毛南高等学校において、それぞれ本委員会の職員が講師となって、出前講座を開催したところでございます。今後におきましても、熊毛南高校等と連携をし、適切な選択が行える高い資質を持った有権者を育てることを念頭に、選挙啓発活動を展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） 主権者教育についてお答えをいたします。

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことによりまして、これまで以上に、児童生徒に対しまして、政治的教養を育み、自分自身が国や社会を形成していると、こういう意識を高めることが重要になってきていると考えています。

まず、小中学校における現状の取り組みについてご説明をします。

小学校におきましては、6年生の社会科「わたしたちの暮らしと政治」、この中で、自分たちの代表者である国会議員などを選挙することで、政治に参加できること、また、そのために選挙はどのように行われるのかなど、基本的な内容について学習をしております。また、学校の授業だけでなく、平生町の生涯学習まちづくり出前講座学校版を活用したり、議会事務局や総務課の方から町議会の役割と仕組みについてお話を聞いたり、模擬選挙の体験をしたり、このような活動を通して、より具体的、実践的な学習につなげているところでございます。

中学校におきましては、社会科の公民的分野でございます民主主義と人権の歩みとして、基本的人権の尊重、その人権を守るためには国の政治が憲法や法律などの法に基づいて行われることなどを学習しておりまして、その学習の後には、国や自治体における政治の仕組み、政党の役割、また、選挙の意義や選挙制度、その課題などについて学びまして、国民として積極的に政治に参加することの大切さや、望ましい政治のあり方、主権者として政治参加のあり方などについて、考察をするように中学校ではしているところでございます。また、総合的な学習の時間というのでも活用いたしまして、地域の方々との学習において、地域の生活、産業、歴史について調べたり、発表したりする学習を実践しておりまして、郷土のよさを知り、地域の将来を担おうとする意識

の醸成に努めているところでございます。さらに、生徒会役員選挙の際には、町選挙管理委員会から投票箱あるいは記載台を実際の物を借用して、実際の選挙に近い方法で生徒会役員選挙を実施しておりまして、この活動を通して1票の重みを体感させるとともに、投票に対する意識を高めるようにしているところでございます。

次に、これからの取り組みというところでございますが、これまでの取り組みを充実させるということで、政治選挙についての理解を深め、政治への参加意識の向上につなげてまいりますとともに、現在、学校現場で進めています授業改善の視点の一つでありますけれども、主体的、対話的で深い学び、これは講義的な授業を脱して、それまで学習していたことを活用して、情報を相互にやりとりし、いろんな意見を知ること、そして、また、考えを深めていくと、こういう学びでございますけれども、この視点による授業改善を進めていくことによりまして、政治的教養を育むために求められている力であります論理的な思考力でありましたり、諸課題を多面的に考察し判断する力、協働的に追求し解決する力、そうした力の育成に努めてまいります。

教育委員会では、主体的、対話的で深い学びの授業改善を進めていくことなどを通しまして、子供たちが単に政治に係る知識の習得にとどまらず、主権者として社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く態度、また、地域の課題解決を社会の構成員の1人として主体的に担う意欲、こうしたものが身につけていけることができるように取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） あらゆる方面から、しっかり取り組んでおられるということは、よくわかりましたが、それが実るように、啓発や教育によって、町民の皆さんに政治に関心を持っていただくことで、おのずと結果として、投票率が上がってくると思います。その結果が町の発展につながってくると思います。投票率アップだけが発展の要因ではありませんが、一つの要因にはなると考えますので、これからも、しっかりと実践されたことが自分たちによく現実にわかるように、これからも投票率アップということで取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

要望で終わりにいたします。質問終わります。

○議長（中川 裕之君） 答弁はいいですね。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） はい。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 通告書のとおり質問させていただきます。

初めに、私は町民の声を取りまとめ、全力を尽くす決意で平生町議会議員としてスタートさせ

ていただきました。その思いは今も変わらず、6月からの2期目も新町長のもとで、町政と町民が一体となり、ともに、知恵、知識、潜在能力を発揮しながら、快適で住みよい平生町のまちづくりに頑張ります。

そこで、今、住民の身近な声、話題から、イタリアーノひらお推進事業について質問させていただきます。

イタリアーノひらおのキャッチフレーズは、かなり浸透しているようで、「イタリアーノひらおって、何」、「何をやるの」、「どうなるの」、「どのような効果があるの」など、関心を示す人と、「パンフレット見たよ、別に」と無関心な人もいるのが現状です。平生町が新たな経済成長を目指し、町民が一体となり取り組む戦略についてお尋ねします。

1点目は、イタリアーノひらおは、地方創生交付事業を活用したとのことですが、今年度の総事業費はどれぐらいなのでしょう。

2点目は、プロジェクトは、今後、いつ、誰が、どのように、どこで実践する計画か、予定をお聞かせください。

3点目は、夢のある事業と思います。プロジェクトをスムーズに軌道に乗せ、実践実行するために、町民への要望、協力してほしいことは何かありますか。

その3点をお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

イタリアーノひらお推進事業につきましては、当初から、町民と一体となって取り組んでいく事業として進めることを掲げておりますが、その中でも、町が実施する事業については、地方創生推進交付金を活用し、町の財政負担を抑えた取り組みを始めることとしております。さらに、イタリアーノひらお推進事業の一つとして取り組むオリーブの特産品化への活動といたしましても、地域おこし協力隊の制度を活用し進めることとしておりまして、同じく町の財政負担を減少させる形で、事業を進めていくことといたしております。大まかな事業費といたしましては、地方創生推進交付金事業は、令和元年度が約700万円であり、地域おこし協力隊員関連が令和元年度約400万円、他の単独事業費として、約70万円も含めると、合計で、1,170万円の事業費で進めていくことといたしております。

今年度の主な事業につきましては、ロゴマークを活用して、町内外にイタリアーノひらおを発信していくPR事業やイタリアンフェスタ、企業紹介フェスタなどのイベント事業、オリーブを景観植物として、また、農産物として活用していく事業等を計画しております。このうち、オリーブの特産品化の検討につきましては、5月に着任いたしました地域おこし協力隊員が中心となって進めることとしており、隊員は来年2月、3月に、阿多田公園を活用して、オリーブの栽培を行う計画といたしております。

それまでの準備といたしまして、専門知識の習得のため、11月には高品質なオリーブ生産地であるイタリアトスカーナ地方での研修や、九州でのオリーブ栽培地及び搾油工場での研修を受講していく計画でございます。また、植栽場所の整備等については、コンサルの意見を聞きながら進めていくこととしておりますが、地元への経済効果についても配慮しながら進めていきたいと考えております。あわせて、地域住民の参画につきましては、現在、中学校の生徒に看板制作の依頼も行ってありますが、今後もできる範囲で努めてまいりたいと考えております。

なお、商工会や観光協会をはじめ音楽協会や生活改善実行グループなどの町内各種団体から委員を選出いただいている平生の魅力づくり連絡協議会が主体となり、住民がイタリアーノひらおを身近に感じられるイベントも予定しており、町民の機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

イタリアーノひらおの目的は、平生町の地域資源を生かしながら、全町民がイタリアという統一テーマによる活動を展開することで、地域ブランドを確立し、地域経済の活性化とともに交流人口の拡大を目指すものでございます。町においては、スタートアップ事業といたしまして、地方創生推進交付金事業実施以外にも、イタリアーノひらおをデザインした名札や名刺を使用したり、勤務中や出張時にもロゴマーク入りのポロシャツを着用する予定とするなど、職員一人ひとりが広告塔となった宣伝活動を展開する計画といたしております。しかしながら、町全体が一体となった事業としていくためには、町の行うPR活動に呼応する形で、民間や住民の皆さんの主体的な取り組みが重要となってまいりますし、事業を10年先、20年先にも継続していくためには、それこそが重要であろうと考えております。こういったことから、各種団体から委員を選出いただき構成している平生の魅力づくり連絡協議会でも、構成団体の自主的なイタリアをテーマとした取り組みのお願いをしているところでございますし、既に独自の住民活動についての取り組みの打診もいただいているところでございます。

今後も、このような機運が高まり、イタリアをテーマとして、全町一体となった笑顔で元気になるような事業への参加を期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 今お伺いしただけで、1,000万円以上の補助金が平生町で活用できることは、まさに経済効果ありです。情報を町民と共有するだけでも夢があります。実践が次につながる次年度の交付額を聞いたらいけないでしょうか、予定があるでしょうか。また、ハード事業も含め、拡大の可能性も視野に入れておられるかどうか、そこらあたりを簡単でよろしいのでお聞かせください。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ご説明申しあげます。この事業につきましては、3年間の事業になって

おりますので、来年、再来年度までは、予算として、国からいただけることになっております。また、これから先は、どのようにやっていくかというのは、まだ、町民の皆様とも意見を聞きながら、どういう進め方がいいのか。特に、次はこれをしようというのは決めてないんですけども、何がいいかというのも含めて、町民と一体となって、町民のご意見もいただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、皆様方、議員の皆様方も、ご協力よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 地方創生交付金事業は、やる気のある市町村には、国は幾らでも補助金を交付するのだとテレビ討論で聞いたことがあります。それが本当か、どうかはわかりませんが、それが本当なら、平生はやる気の町でよかったです。

今、役場の職員は、親切で、丁寧で、感じがよいのだとの声も耳にしています。町民が一体となり、成功につなげたいと思っています。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 答弁。

○議員（3番 中本 敦子さん） 以上ですが、補足することがあったら、町長さんお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） この事業につきましては、内閣府さんのほうで採択していただいたということでございますので、その分、職員も、私も、一所懸命宣伝を、内閣府まで行って、宣伝をさせていただきましたもので、その熱意を買っていただいたのではないかなというふうに思っておりますので、また、これから一所懸命頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 2番目の敬老について、質問に移らせていただきます。

9月の敬老の日が近づいてきました。長年生きてこられた人を敬うお祝い金と敬老会に参加できない人の対応について、質問をさせていただきます。

私は、3年前の3月議会で同じ質問をさせていただいておりますが、今回は再質問です。

1点目、お祝い金について、近隣の町との比較。75歳、80歳、85歳の支給を平生町が廃止した年度と理由、わけです。そして、現在の支給額を減額した年度と理由です。近隣が1つと、減額した、廃止したのが2番目。

3番目は、長寿の町平生町です。このフレーズだけで、住みたくなるインパクトがあります。高齢者に優しい人を敬う気持ちと気持ちを形にする、総合的に見直す気持ちはないでしょうか。

以上、3点お伺いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、お祝い金につきまして、ご説明申しあげます。

まず、お祝い金につきましては、減額した年度を申しあげますと、75歳、80歳を平成17年度から廃止しております。それから、85歳の廃止が28年度からでございます。また、その前、27年度には85歳と90歳のお祝い金が半分に減額されている。このようにしておりますが、高齢者人口の増加に伴い、高齢者の認識も変わりつつありまして、平成17年度は、近隣市町において、対象年齢、支給金額等の見直しがされておりまして、平生町の高齢者施策も見直しを行ったところでございます。平成27年度、28年度につきましても、近年の医療技術の進歩等により高齢者人口が増加し、対象者数も増加しておりますので、町の限りある財産をより効果的に活用するべく見直し、改定に至ったところでございます。

また、近隣の町との比較でございますが、田布施町が80歳で1万円、90歳で1万5,000円、100歳で2万円、柳井市さんが100歳のみで1万円、上関町が80歳、88歳、90歳、99歳、100歳以上で1万円、周防大島町は88歳、90歳、100歳以上で商品券を贈呈というふうになっております。おっしゃられているとおり、平生町が1番低い状況となっておりますので、私も、ちょっと、これを見て、びっくりしたんですけども、近郊がこうなっているのがですね、近郊の市町とも見ましたら、かなりの低さといいますか、なので、ちょっと、これ検討させていただきます。今後につきましては、今年度はちょっと難しいかもしれませんが、来年度以降、当然、経過措置をつけながらやっていきたいというふうに思っております。

また、敬老会に参加できなかった方の対応につきましては、参加された方といたしますか、参加された方だけでなく、自由にできる補助金の中で用途を限定していない補助金が3万円ございます。運営費全体で工夫していただいて、参加できなかった方に記念品等を配布することは可能であるというふうに思っておりますので、各コミュニティさんのほうで、いろいろ検討をさせていただいて、そういう形で記念品か何かを差し上げるというのも、一つの方法じゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 私は、95歳の母が健在のとき、敬老の祝い金を民生委員の方が持ってこられました。そして、「はあ、もったいない、95歳まで生きて、また、これをお祝いもろうた」と言って、ちょうど、孫に当たる子供がいて、「1,000円もろうたけ、あげる」言うて、1,000円渡したんです。そしたら、「わあ、平生ってすごい」って、そのとき、子供が言いました。そして、これが、私は、ただ、お金あげるだけでなく、家族愛だなと思いま

した。子供が「せっかくもろうたのに、僕に1,000円くれる」って言ったので、「ありがたいじゃん」言うて、「それなら、倍にして戻しいよ、今度は、何か買ってきてあげんさいよ」って言ったことなんですけど、家族でも、そういうコミュニケーションが広がりますので、実行していただけたらうれしいと思っています。

そして、今度は敬老会のことについて質問させていただきます。

今、町が負担金をお出しして、今、各コミュニティでご苦労いただいて、敬老会を催していただいております。本当にありがたいことと思っています。その中で、十分言えば、先ほどもう回答はいただきましたけども、参加したくても参加できない。本当、母は腕が、1人で起き上がることができない。元気なんだけども、立ったら歩けるんだけども、本当腕があれば歩くことができなかつたので、よう参加しなかつたんですけど、30分立ってられないので、また座らせたり何だりというか、迷惑かけるから、結局行かないという人が、うちの例だけでなく、まだ、あるんじゃないかなと思いましたので、トイレが近いから、よう行かないとか、いろんな部分があるので、配慮していただけるということで、本当に温かみのある長寿の町平生にふさわしい措置をしていただいて、考えていただけるということはありがたいと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（中川 裕之君） 答弁いいですね。

○議員（3番 中本 敦子さん） 何かあれば、なければ、よろしいですけど。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 確におっしゃるとおりで、高齢者を大事にしないといけないという気持ちは、私も一緒です。私の政策の中で、少子化と高齢者、この2つの施策はずっと私の施策の中の位置づけに入っておりますので、ぜひとも、子供、少子化、それから、高齢化問題につきまして、いろいろと施策を考えていきたいなって、高齢者の方にも、平生にほんと住んでよかったなと、平生でよかったなと言っていたけるような町にしていきたいなというふうに思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申しあげまして、終わりにします。ありがとうございました。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） それでは、質問をさせていただきます。

イノシシなどの野獣対策について、市街地におけるイノシシ等の捕獲、捕殺、猟友会員の高齢化、猟友会員の所持している猟銃について、ちょっと伺いたいと思います。

私の住んでいる大野地区においては、竹やぶの中にイノシシが夜になると本当毎晩のように歩く音がするんですよ。これも年々大きな足音になるんです。これは、やっぱり、イノシシがとても大きくなっていることだろうと思います。そして、家の道、道の土手も、すごく大きな穴をあ

けるし、大野から曾根に向けての農道にも、かなり大きく掘っていると思います。こうなりますと、大雨のときの土砂崩れが心配なところがございます。ここ最近では、イノシシも人になれたのか、昼間でも見かけることがあります。佐賀地区のほうでは、県道を越えて、海のほうにも出没したという話も聞いております。そして、何より、まだ怖いのが熊のことでございます。熊は由宇のほうでも見られるし、そして、ここ最近では、大島、日積、昨年ですが、下松のほうにも出没しました。そして、熊というのは、錢壺山ちゅうんですか、由宇の、あそこには7頭ぐらいいるのではないかとされておりまして。この由宇の潮風公園の近くで撮られた写真を実際にここで見せてもらいましたが、この熊は、やっぱり、50キロか、60キロぐらいの大きさの熊だろうと思います。そして、熊は行動範囲が1日に40キロぐらい動くようでございます。平生町も由宇から40キロ内のところがございます。将来、熊の出没という話も全くないことではないように思います。そして、周りの柳井とか、田布施、光のほうには猿といった出没もございません。特に熊は人間に危害を与えます。

次に、そして、イノシシの話になりますが、イノシシは普段臆病な動物ですが、突進力というものは非常に強いものを持っており、跳ね飛ばされて、大けがを負う危険もあります。県外ですか、よそのほうでは、イノシシに庭で襲われて死亡するという事故まで発生しております。そのために、市街地のイノシシ情報、目的情報があれば、行政と猟友会が協力した対策が必要になってくると思います。ですが、猟友会員も高齢化が進み、管理捕獲などを、法的捕獲、捕殺ができなくなるのではないのでしょうか。そして、広い野山を駆け回る野生獣を相手にするには、やはり、足腰のしっかりした若い人手が欠かせません。猟友会員も若手育成をしなければなりません。

そして、今度は銃のことなんですけれども、警察による猟銃の規制がとても厳しく、新たに猟銃を所持しようと思っても、なかなかできない。例え、所持しても厳しい管理が求められ、管理が不十分だと返納を求められるようで、これでは猟銃の所持者がどんどん減るばかり。これでは若手の育成はなかなかできないと思います。猟銃の数が減るほど、イノシシは増えるというふうな状況になっているようでございます。そして、高齢化ということで、わな猟の負担軽減というものを図る必要があるのではないのでしょうか。

最近、わな猟では、ドローンによる赤外線探索とか、わなにセンサーをつけ、携帯電話とつなげ、見回りを減らす取り組みをされているところもあります。こうした取り組みを進めていき、わな猟をする人の負担軽減を図る必要があるのではないのでしょうか。

そして、これは何年か前のほうの話になりますが、広島で、鹿がネットに引っかかっているという110番通報があり、県警から通報を受けた市が猟友会の人に捕獲を依頼し、銃の使用が禁止されている市街地で2発発砲して捕獲したことが違反となり、書類送検をされたようでございます。市街地で銃を発砲する場合は200メートル以内に民家があれば、猟銃の使用は禁止されております。が、これを平生町に当てはめてみますと、イノシシがわなにかかって、手負

いになって、それが100キロ以上のイノシシとなると、やはり、猟銃で撃つのが1番安全な方法だと思います。こうした場合、このイノシシはとても狂暴なので、人間に危害を与える可能性もあると思いますが、これに対して、町は市街地における対策という、今の鉄砲の発砲ですか、捕獲するときは、どういうふうなことをするのでしょうか。

市街地におけるイノシシ等の捕獲、捕殺、猟友会員の高齢化、猟友会員の所持している猟銃について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 村中議員にお答えいたします。

市街地におけるイノシシ等の捕獲・捕殺についてであります。近年、イノシシについては、その生息数の増加に加え、行動範囲も大きく変化しているようであり、それに伴い、住民からの目撃情報も増えており、中山間地域のみならず、市街地での目撃情報も増加傾向にあります。

町に寄せられる目撃情報については、住民から直接、町へ入る場合と、警察を経由して入る場合がありますが、町においては、あらかじめ各行政機関や関係団体の役割分担や連絡体制を定めた対応マニュアルを作成しており、住民からの通報に迅速かつ適切に対応するとともに、被害の発生及び拡大を防止することといたしております。

通報の内容や状況に応じて、産業課職員と鳥獣被害対策実施隊員が現地に向かい対応しているところでございますが、市街地で、法律上、銃器の使用はできず、わな等による捕獲についても二次被害等の危険も高く、必要以上に刺激することによる被害発生にもつながるため、捕獲・捕殺を行うことは不可能であり、周辺住民への注意喚起と状況を見ながらの追い払いを中心に行っている状況でございます。

このように市街地等での捕獲は、特に安全確保上困難であることから、今後においても周辺住民への注意喚起と適切な追い払い等により被害が発生しないように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、猟友会員の高齢化についてですが、本町に設置する有害鳥獣捕獲対策協議会が編成する有害鳥獣捕獲隊について申しあげますと、現在、町が与えている捕獲許可の大半は、わな猟によるものであることから、わな設置後の毎日の見回り作業が必要となることや、捕獲した際の早急な止め刺し等の対応が必要になることから、体力的に自信のある人じゃないと、活動が難しい面があります。

そのため、現時点では比較的若い人も含め、農業者や自営業者等で構成され機能しておりますが、今後は農業者や自営業者の減少や雇用継続延長などの社会的な要因などから、日中に地域で活動できる人の確保は、議員ご指摘のように、徐々に困難になることが考えられます。

今後については、猟友会の会員を中心として、自助・共助の活動としての捕獲隊への参加呼びかけをお願いしながら、町としては、引き続き捕獲従事者への費用負担の軽減を図っていく等の支援策を継続していきながら、従事者の確保を図っていきたいと考えております。

最後に、猟銃についてであります。現在、狩猟免許所持者のうち、銃器の所有許可を有している人は、町内で5名おられます。

狩猟免許の取得については、決して難しいことではありませんが、銃器の所持許可についてはハードルが高く、さらに近年の銃器による狩猟事故の発生もあり、ますます許可取得が難しい状況となっております。

さらに現在の法律では、猟銃使用の制限が設けられており、夜間や市街地へイノシシが出没しても、猟銃による対応ができるケースはないのが現状でございます。

熊につきましても、捕獲・捕殺することが、平生町ではできないということになっております。これについては、ちょっと山口県のほうとも、熊が出ているので、どういう状況でできるかということも含めて、山口県のほうと相談してまいりたいというふうに思っております。

現在、本町における有害獣の捕獲の中心は、平生町鳥獣被害防止計画に定める対象鳥獣に、熊などの大型獣がいないことから、わな猟が中心でございます。現時点において銃器の所持者の減少が、必ずしも有害獣の捕獲対策の衰退につながるものではありませんが、銃器の使用は時として必要になる場合もあることから、その所持者について確保していく必要性は否めないところでございます。

そのことから、今後においても狩猟者登録経費の支援策を継続していくこととあわせて、猟友会の会員や関係機関と協議を行いながら、銃器所持者の後継者対策について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） それでは再質問をさせていただきます。

先ほど申しましたが、わな猟をする際に携帯電話の利用とかで、それで写真を撮るようにしてセンサーをつけて、わなをかけた人に連絡行くといった方法が、今ではITですか、あの利用によって、それは十分できることなんです。

そして、さっきの熊の話になりますが、平生町は、今、東から北から西から、徐々に攻められている状態でございます。テレビでよく見ると、職員の方が熊なんか、イノシシはあまりテレビじゃやりませんが、熊なんか追いかけて、どうにもならないときは麻醉銃の使用というのもテレビで見たことがあります。そういったところの今度は平生町、そういったことができるのか。

その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、ITを使って行うという、わな猟の中で必要だというふうに思っていますが、経費もどのくらいかかるのかもわかりませんし、これは、ちょっと検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、麻醉銃につきましては、ちょっと私も、今ここで正確にお答えすることはできないと思いますが、先ほども申しあげましたとおり、今、山口県の中でも熊が出ているという情報が出ておりますので、県とよく相談して、どういう対策が一番いいのか等も含めて、県としても、多分、相当、熊が出没しているということで、いろいろ警戒をされているというところでございましょうから、まだまだ平生町では出てきておりませんが、今後、出てくる可能性はあるということでございますので、県とよく協議して、どういう対策をとればいいのか、これも含めまして検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） とにかく狩猟者ですか、わな猟の人に、やっぱり負担軽減、それをとにかく目指してほしいと考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、高齢者の免許の返納についてでございます。

免許を返納しても生活できる体制づくりといったところを、ちょっと聞きたいと思います。

今、日本は高齢大国です。ですから、ドライバー全体から見た高齢ドライバーの割合は自然と高くなります。75歳以上の運転免許保持者は、2018年時点で563万人、これは高齢社会において、年々増えていくこととなります。

今、私は団塊世代でございますが、この5年後には、恐らく、どうでしょうか、倍ぐらいになるのでしょうか。はっきりした数字はわかりませんが、かなり増えることは確かでございます。

そして、年齢を重ねれば、感も、皆さんわかると思いますが、感も悪くなる。目も耳も悪くなります。そして、年齢を重ねれば、謙虚になるのではなく、我々は、俺はまだいけると思う人が、結構いるはずですよ。そうしたことで、私もその中の一人に入るのではないのでしょうか。

でも、平生に住んでいれば、運転免許は、どうしても生活として欠かせないところがあります。

高齢者によるブレーキの踏み違いとかいう事故が、今、全国各地で多く起きており、それ以来、免許の自主返納というのが増えているようでございます。

免許を返納しますと、当然、車の運転ができなくなり、自分で車を運転して移動するということとは不可能になります。特に交通手段が充実していないところは、車は生命線です。公共機関の

少ない地域で、車のない高齢者はどうすればいいのでしょうか。

今、免許を返納した人にタクシー券を配ったり、商品の割引があるようでございますが、高齢者の生活全般で見れば、この取り組みはほんの一部に過ぎません。

免許証を返せない理由として、買い物、通勤、農業者においては耕作・出荷において、とても不便になります。次に、行動範囲も狭くなります。生きがいが減る。免許証が急になくなるので、鬱病、認知症の発症も考えられるそうでございます。

免許を返していいという人には、コミュニティバスの充実、公共交通、タクシー、商品券、宅配サービスなどが考えられます。そして、免許のない人、高齢者の方、1つのところに集めるといいますか、コンパクトシティーの方法も1つの方法だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

やはり免許証の返納でございますが、当町におきまして免許証の返納が進まない一番の要因は、やはり移動手段、交通支援ということが必要になるんじゃないかなというふうに思っております。ご承知のとおり、バスもあまり通っていないということで、本当に交通手段が少ないというのが、1つの大きな要因になっているのではないかなというふうに思っております。

今現在では、佐賀地区、宇佐木地区では移送サービスを実施しておりますが、障害者を対象とした福祉タクシーについては、身体障害者1級から3級、知的障害者はA及びB、精神障害者は1級から3級の認定を受けている必要があります。

助成額についても、タクシーの基本料金でございます。年間の助成回数は24回であります。自動車税の減免を受けている方で、透析患者の方は144回です。

やはり、事業をするのが大変というのもございますし、いずれにしても、交通手段をどうするかというのが喫緊の課題だろうというふうに思っております。

免許返納をした方へのフォローについては、山口県警でさまざまな支援を実施しておりますが、やはり、先ほどから申しあげますとおり、そういうコミュニティバスが必要になってきたなというふうに、私は考えております。

山口市では、コミュニティバスを運行しており、運賃は比較的低額で運行しておいて、今後、平生町で同様な試行を実施する必要性が生じてくるものと考えております。

ICTを活用し、またAIを活用したようなコミュニティバスを巡回できるようなことを、考えていきたいなというふうに思っております。

まだ、すぐにといいのではないですけども、なるべく早くそういうコミュニティバスを巡回できるよう、研究をしてくれということで、今、お願いをしておるところでございますので、はっきり言いまして、やっぱり必要です。今、私も見たとき、過疎対策では一番、それが大変はや

っているという言い方は変ですけども、いろんところでやり始めています。

先ほどいいましたようにICTを活用してAIを使って、どういうルートでどういう行き方をしたら一番いいかということも含めて、そういうのをやっているところがたくさんありますんで、そういうところを見習いながら、少し勉強をして、いずれはコミュニティバスを走ることが必要になると思っておりますので、それに向けて、ちょっと努力をさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） 大方、40年、50年前の、ちょっと話をしますが、昔、柳井のほうに合同市場というのがございまして、大野とか曾根、佐賀といった野菜を回って集めて市場に持っていくというシステムがあったんです。

その当時、高齢者、おじいさん、おばあさんですが、車もあまりないころの時代でございまして、そういった昔に戻るといいますか、昔にやりよったことを、今また復活する、そういったことも、とても大切なことだろうと思います。

これから、やっぱり免許返納とかございますし、そういった事態になってくる。特に特産品センターなんかはもう高齢の人が多くて、そういった集配、集めて回る、そういったシステムをつくっていくことも、とても大事なことであると思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おっしゃるとおり、集めて回るようなシステムも必要かと思います。

先ほどは、コミュニティバスの話をしたんですが、そういう産業の関係も、何ができるのかということも含めて集配して回る、もしくは宅配する、こういうことも含めて、ちょっと検討していかなければいけないなどは思っています。ただ、今すぐというわけにはいかないんで、じっくり、ちょっと研究させてもらいたいと思います。

ただ、そうは言っても、10年後とか20年後では全然話になりませんので、なるべく早く、そういうのをつくって、コミュニティバスも含めて、収集作業も含めて、できるような全体的な中で検討してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） そして、今、平生町の農業を守っているのは高齢者でございます。やっぱり、そういった、今、言ったようなことを早目にやっついていかないと、今、耕作放棄地、遊休農地ですか、それがこれからもどんどん、これから増えていくことになりまして、なるべく早い手を打っていただきたいと思います。要望です。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

ちょっとその前に、ちょうど区切りですから、今年で11回目の当選をして、41年目を迎えることになりました。初心に帰るといのは大変難しいことですが、そのたびごとに、一つ一つ進歩していかなきゃいけないということで、今度、私は選挙に当たって、4年前の選挙の統一地方選挙の後、候補者が来て名前だけ叫んで歩いてうるさいと、何するかもわからんのにという批判が電話ごしにもかなり出て、それに対する取り組みをする議会も出た情報を、大分入手しました。

それで今回は、皆様方に考えて、いろんな改善を求めましたが、こちらもしようと思ひまして、公職選挙法がかなり厳しい選挙運動の制限が多いわけですが、それで、自由に認めている車上からの連呼というのが禁止されていないから、つい安易にそこに走るという状況がありますが、これをやめて、とにかく街頭演説だけにしようということで、今回は、私は車上からの選挙運動は一切しませんでした。

方針としては、1日30カ所、5日で150カ所、ちゃんと自分の政策を訴えて、選挙運動をやろうということで始めまして、初日に30カ所をやりましたら5時になりました。残念でした。もうあと、120カ所やる予定でおったんですが、そういうことを一つ一つ、私も議員をやるたびに、私みずからも、いろいろ改革をしていこうという努力をしていきまして、これから先もそういう努力はしようと思ひます。

その中で、私はこれまでやってきたこと、これからやりたいことを、約6分くらいで述べて、30カ所行ってきたわけですが、1つの課題に学校給食施設を取り上げております。今回、その質問をいたします。

学校施設の老朽化が大変進んで、大変厳しい状況だというお話を伺っております。それで、施設の現状と教育委員会が、現在どういう対策をとられておるのか、その対策の現状について、まずお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） 学校給食施設の現状、そして今の対策の現状といひますか、それについてお答えをさせていただきます。

まず、施設の現状でございますけれども、本町の学校給食施設は3校とも学校建設時から単独給食、いわゆる自校式でございます。これによって実施をしているという状況でございます。

平生小学校は、昭和40年から53年が経過をしております。佐賀小学校は、昭和62年から31年、そして、平生中学校は、昭和46年から47年間が経過をしています。

いずれの施設も、議員ご指摘のように老朽化が進み、施設の建てかえが喫緊の課題であると、このように認識をしているところでございます。

特に平生小学校、平生中学校、この2校では、施設や設備の老朽化が顕著でございます。文部科学省の制定した、この学校給食衛生管理基準、ここに示されております作業区域の区分、あ

るいはドライシステムの導入など、給食を安定的に安心して提供するための施設についての課題、これが多くあるというのが、これが現状でございます。

そして、この次に老朽化等に伴う施設の課題に対するこの対策、この現状でございますけれども、現在、町教委として、給食調理施設設備の方向性を、今から申しあげます3つの方向性といえますか、3点に絞り込んで検討しているところでございます。

まず1点目は単独給食、いわゆる自校式の継続、そのための新築等についてです。そして2点目は共同調理場方式、いわゆる給食センターの建設。そして3点目は、広域化を考えまして、近隣自治体の給食センターの共同活用、この3点、以上3点を選択肢として調査を始めているところでございまして、現在の施設は多くの課題を有していますことから、いずれにしても3点の選択肢のどれかを選んで進めていくことになってまいります。

町教委といたしましては、関係部局とも連携をいたしまして、検討を引き続き進めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今、平生町は庁舎の建てかえの点も、大きな課題を持っております。一方、今、教育長のほうから話がありましたように、学校給食施設の建てかえの問題も大変な重要課題になってきておると思います。

この学校給食施設については、教育委員会からの問題提議も、こちらからの問題提議も、これまでありません。ずっと、繰ってみましたが、平成27年に、それから2016年の6月の議会で、松本議員が給食の問題を取り上げて、牛乳をやめてイリコにしたらどうかという話があったりしたんですが、その記録以外、給食施設に、あなた方からもないですし、こちらからもないというのが現況なんです。

しかし、これはブラックホールのようなもので、大変な問題を、そのまま見てみぬふりをしてきておるとというのが現状じゃないかなと思うんです。

合併がうまくいかなくなると、その確定した後、町内9カ所か10カ所でしたか、住民説明会をやりまして、私もそれぞれの会場に伺ったんですが、そのときに、一番、お母さん方から声が出たのは、大変厳しい状況になるだろうが、学校給食の自校方式を続けてほしいという意見が、随分出ました。

これは、首長はずっと歴代、自校方式の給食というのは、売りにしてきた政策なんです。したがって、佐賀小学校の建てかえでも立派なランチルームをつくって、自校方式のいい施設、これは、よそからも大変評価をされておる方法を、今までやってきたわけですが、残念ながら老朽化でどうにもならないと、今、教育長のほうが話したいろんな基準にも、だんだん不適合になってきていると。

じゃあ、この庁舎の問題と、これをどう一緒に解決していくかという問題があってくる。私は

庁舎の問題だって、何度か、この場でも言いましたし、委員会でも言いましたが、学校給食施設の問題があるから、庁舎の財源計画をしっかりと大変なことになりますよという話をしてきました。

やっそこ、ここで問題をはっきりさせておかないと、庁舎の建てかえの問題と一緒にやっていけない時期に来るんです。したがって、それに両方できる財政計画をつくる、そういう施策を進める、このことが、今、求められておると思いますから、今回、どうしてもこれははっきりさせておきたいというのが、教育委員会にも申し入れをいたしました。状況をはっきりして、今後の方向性を説明して、先ほどありましたように、自校方式に対する保護者の大変なこだわりがございますから、まずそれが、それに対してほかの選択肢をするなら理解を得る必要がございます。

そういった、大変なような、これから先の努力が必要になってくると思うんです、財源計画以前の問題で。そうすると、時間もかかってきますし、庁舎の問題と、ちょうど時期も重なると。ですから、この計画を早くつくっていく必要が、私はあると思います。

それで、今、3つの方向を言われました。これは一般論としてでいいですから、それぞれ一般論として、まずどういう、今の範囲内でいいですから、それぞれの方式を選択したら、概算的どの程度の予算がかかるのかなという、簡単でいいので試算はしておられますか、どうですか。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） ご質問にお答えいたします。

概算と申しますか、それも含めてお話をさせていただこうと思うんですが、これから、じゃあどのように進めていくかということと大きくかわってくるというふうに思っています。

という意味で、これからの取り組みということでお話もさせていただきますけれども、まず、今、申しあげましたように、金額等も含めて、今までの整理の内容、これまで整理してきているこの内容について、まずはお答えさせていただきますと、3点に分けてお答えさせていただきますと、まず1点目の単独給食、いわゆるこの自校式では、給食を近くに、すごく近くにあるということで、適温で提供できること、食材によって、発注先を変えることも容易にできますし、臨時の授業変更にも対応できると。あるいは地産地消、そういったことを通して、地産地消の取り組みの充実、これらも含めまして柔軟な対応が可能であると。

また、栄養教諭とか調理員さんも学校にいらっしゃるということで、その連携が、本当に密に図れ、身近に食育の推進ができる。また、今、議員さんが言われたように、保護者の大きな思いがある。こういったことなど、この自校給食については、諦めたくないメリットというのがたくさんございます。

しかしながら一方で、3校が分散していることによりまして、今では多くの調理員さん、この調理員の確保、これが、このことについての必要性、これと学校で行わなければならない事務処

理、衛生管理等に関する教職員の負担、こういったことに課題があると同時に、佐賀小学校以外にありましては、施設の衛生基準への対応は、改修・改造工事というのでは困難でございまして、新築の必要があるのではないかとことから、施設建設のための敷地確保や施設設備に係る多額の投資が必要となってまいります。

そこで、各小・中学校の給食施設等を勘案した場合、3校でおおむね10億の経費が必要であるという試算もございます。現時点では、かなりこの自校給食、難しい選択肢ではないかなと思われるところもございます。

それと、2点目の共同調理場方式、いわゆる給食センターの建設につきましては、栄養教諭の配置によりまして、組織的に事務処理、衛生管理等が図れるということとともに、ランニングコストという意味で、維持管理費、清掃費等の縮減が図れる、こういったメリットはございますが、自校式単独給食の場合と同様に、同額程度の膨大な経費がかかるであろうと。

それと、用地の取得がこれまた必要になってまいります。その用地取得にあつては、施設が工場扱いということになりますことから、都市計画区域上の問題もございまして、建設場所も限られてくると、こういったことも考えられます。

3点目の広域化、こちらのほうについては、いわゆる近郊自治体の給食センターの共同活用ということでございますが、近年少子化が進む中で、柳井市であるとか田布施町であるとか、そこにおいても平生町同様に児童生徒の減少、これが起こっております。

調理数から見ますと、他市町の給食センターの共用はある程度可能であると考えられますことから、1つの選択肢ということで調査をしているところでございます。

この共同活用には、給食調理場の建設費という意味ではかからないということであるとか、大量調理のための作業効率がよいなどが挙げられますが、その一方で、デメリットとしては受け入れ学校の配膳室の設置費であるとか、配送者、配送人員などの給食運搬費が別途必要になってくる。あるいは数量調整など、きめ細かな対応に不向きであると、こういったことなどが挙げられます。

いずれにしろ、近い将来、現施設、今の施設に何かが起きて、給食がいきなりストップすると、これが一番困りますので、以上3つの選択肢の、それぞれのメリット・デメリットを念頭に、また、それぞれの1点目から3点目までの内容につきましても、それぞれ、まだまだ考えられる余地というのが、中に要素としてあると思いますので、それも含めてメリット・デメリットを念頭に、これから方向性を決めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 大変な、予測どおり、事態だと思いますが、やっていかなければならないテーマです。それから、庁舎も同じように地震が来たら倒壊するかもしれません。

それで、最初に申しました、教育長も言われましたように保護者の理解なんですよ、一番は。

そうすると、一定程度の時間がかかりますから、今、言われたのを、かなり調査研究を進められて、これだったらこう、これだったらこうっていうことを保護者、町民に説明できるような調査活動を、ちょっと積極的にやっていただいて、そういったことを広く皆さんに理解を求める努力が、急いで行わなければならないと思います。庁舎の問題もございますから。

それで、それとずるずるやっていたら、いつまでたっても大変な事態になってしまいますから、ある程度、目標を決めて、そうしたことを、今の3つの計画について保護者の理解を得る、町民全体の理解を得る、それと庁舎の問題と整合性をとる、そういったことは要りますので、早くやっていく必要があると思いますが、もし、そういう計画を説明できる準備としては、どのぐらいの期間があって、いつごろだったらできるんですか。

それ、ちょっと急いでやってもらわないと、庁舎のことについても、議会としてもいろんなことを考える上で、大体言われた金額を聞いたら、庁舎と同じことをしていかなといけんようになるんです。庁舎のお金も、今、大変な状況です。

国の補助制度とか何とか、それはこれから調査されるんでしょうけど、それも含めて、こうなったら何か広域化も、若干、国も進めておるようですから、財政的な支援もあるのかもしれないけど、多分、財政的な支援ですね。こういったものを含めた調査結果を求めたいと思うんです。

その、ちょっと見通しを、ある程度時間を切って、いつごろだったらいけるんですか。ちょっと、それをまず聞いておきたい。最後に聞いておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） 報告の期限という話になってこようかと思いますがけれども、議員さんご指摘のように、急ぐ状況もあります。

そういったことから、関係部局と連携をしっかりと含めて、先ほど申しました、いろんなこの3つの視点においても、これから、まだ知恵は出てくるといいますか、そういったこともあるというふうに考えております。

それも含めて、関係部局との連携も含めて課題を共有して、調査を進めていきたい、このように考えておまして、積極的な調査を進める必要があるというのも十分認識をしております。

それで、その調査をまずは進めていって、まずは、ある程度の方向性についてお示しをする時期といえますか、目標としてになりますけれども、今年度末、あるいは来年度当初といえますか、そこら辺にはある程度の方向性というか、それがお示しできるように努力していきたいと、このように思っております。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 大変な課題ですが、よろしく願いいたします。

次のテーマです。空家対策についてです。

空家対策は、議会でも随分、これは取り上げられてきましたが、実態として、全然進んでない

のが実態です。組織は、やっと今年の3月の条例改正で、いわゆる特定空家というのに決めることができる作業に入れるいろんな準備だけは、やっとできたという段階のようです。

それで、空家対策といっても、今までばらばらで、何が空家対策かという定義もはっきりしないという状況です。まず、空いておるが十分に使える住宅、それから、もうとてもじゃないが適切な管理がされていない住宅、それと、その途中の住宅、それから、それぞれ最初のところは地域振興課で空家バンクだとかりフォームだとか、若干やっておられます。

それから、最後の適切に管理されていないところは、いろいろな国の法整備も進んできまして、産業課でやっておられるという状況ですが、今日の取り組みの状況について、ちょっと説明してほしいことと、特に適切に管理されていない住宅への対応の取り組みの状況についてお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

現在、一応、調査をさせてもらって、今、おっしゃったとおり、今、直ちに利用できるもの、これはちょっと手直しが必要なもの、もしくは、これはもう当然、危ないという趣旨で除去しなきゃいけない、こういう分類はされているみたいでございまして、今後、それをどうするかということですが、それは、先日お願いしました平生町の空家等対策協議会の中で検討して、法律にのっとって処理をしていくということが必要になるかというふうに思っております。

今、申しあげました平生町の空家等対策協議会を設置して、平成30年3月に平生町空家等対策計画を作成し、空家等の所有者、または管理者に対して、適切な管理を促すとともに、特定空家等に対する措置を明記してまいったわけでございます。

なお、特定空家等の認定については、庁内の関係部署で構成する平生町空家等対策庁内連絡会議において認定候補を選定した後に、平成31年3月に制定されました平生町空家等対策の推進に関する条例において設置された平生町空家等対策審議会において審議を行った上で、町長が特定空家等の認定を行うこととなりまして、それに伴いまして、空家についての所有者、管理者の調査も行いながら、法で定めてあった手続の順によって進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） この空家対策計画、これはゆっくりしていたら、もう5年の計画は過ぎてしまうんです。この計画を見ましたら、やっと、審議会ができた、今、聞くと、年に1回程度は開きたいというんで、そこでやっと1つのいろんなことを取り組みが始まると、そうすると、あと、もう2年しか残らなくなりますよ。ですから、それは、いわゆる適切に管理されていない住宅のほうの対策です。

今、町の中歩いてみましたら、多分、ツタだと思っんですが、もう青々としています。立派な建物を全部取り囲んでいまして、何軒も見んのだが、結局、この状態が、ずっと「緊急だ、緊急だ」と言って続いってきたんです。1回、3月のときに申しましたように、審議会になって、やっと動ける体制はできたけど、何とか、今、聞いてみましたら、部内でも若干の事務処理は進んできて、秋ごろにはというけど、またその先も決まっていないうんですよ。特定空家と言われる、国の法律に基づく指定をして、じゃあ、それを公で撤去するかとか、その決断の問題だとか、これをまた議論していたら、本当、この期間は過ぎてしまいます。それが一つ。

それと、もう一つは、空家バンクです。空家バンクのずっと数値を見る。これは、本格的に27年から始めて4年になりますか、それでリフォームもやってきて、ちょっと初め、声の大きいころは、「する、する」言っていましたけれども、結局流れに任せてそのまんま、言ってきたら取り上げるという程度の取り組みなんです。

今日は細田議員も思い切った対策が要るんじゃないかという、措置も含めてですが、思い切った対策を進めていかんと、両方とも進まんと思っんです。

ですから、「大切だ、大切だ」と言いながら、いわゆる危険な空家については時間がかかる。私有財産の制限ということですから、これはまた公的な資金をつぎ込めるか、つぎ込めないかって、決断の問題もあります。

この問題に、どう早く近づいていかんといけんか。それと、空家バンクのほうも、人口定住対策といって、看板としては抱えておりますが、本当に人口定住対策として、本気で町の政策を推進するのかどうかと、これも問われておると思っんです。言ってきたらやりますよという、制度はありますよという程度で。

このまんま時間が過ぎていったら、何も進まないように思いますけど、ちょっとその点についての、町長、お考えはどうですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 空家でございますが、利用希望者は主に町への移住者でございます、本町の産業と密接に結びついているものと思っております。

農業、漁業の後継者については、かつてのように農業者、漁業者の後継者は、その家の者に限られるわけではなく、町外から、その後継者を広く募集している状況でございます。

その後継者を募集するときに問題となるのが住むところ、今、おっしゃられました住むところの問題でございます。

現在、この住居の確保は、空家バンクに頼っている状況ではございますが、本人の希望や地域が特定される産業に従事する場合には、居住可能な空家は十分確保できていないというのが状況でございます。

町では、平成27年度に空家台帳を整備しましたが、外観調査の結果つくられた台帳ござい

まして、その台帳から貸し出し可能の情報は明確に読み取ることはできず、結局のところは所有者からの申し出、または地域住民への聞き取り等によって、利用可能な空家を確保している状況でございます。

利用可能な空家を確保する上で障害となっているのは、家の中に家財が残っているからというもので、その資金を捻出してまで貸し出すつもりはないという意見が大半となっております。あわせて、若い世代が生活するとなれば、水回りの改修が借り受けの条件にもなっていることが大きな原因となっております。

このことは、今後、空家の再利用を考える上で大きな課題でございまして、空家を減らすこと及び農業・漁業後継者を含む移住者に平生町に定住してもらうという意味からも、有効な解決策を検討してまいりたいと考えておりますが、今現実的に、空家バンクに登録した物件に対して、リフォーム費用や家具などの不要物の撤去費の一部を助成することで、空家バンクの定着率を高め、空家の有効活用や定住人口の増加を図ることを目的とする事業として、空家リフォーム事業を平成27年度から実施しております。

リフォームにつきましては、必要な経費に対し補助率2分の1で上限30万円、不要物の撤去につきましては、対象費用の全額で上限10万円を助成しているところでございますが、やはり、この金額では少ないと思いますので、少し検討して、もう少し空家を貸したいという方を増やしていけないとどうにもならないんで、空家バンク自体が、私も空家バンク見ているんですけど、今、載っているの2件だけです、平生町のホームページで。という状況なので、これはやはり、ちょっと相当力を入れないと、借りたいという人は多分いらっしゃると思いますので、そこら辺をちょっともう一回整理させてもらって、その対象費用についても検討してまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 最後ですから、調査をしている中で、担当者の苦労もお伺いをいたしました。これ、一番は財源問題です。それで聞いてみましたら、びっくりしたのに、空家リフォームは平成27年に始めまして、この年は国がお金をくれたんです。その次の年がくれんようになったんです。それで、「やれ、やれ」って言うんです、空家対策を。このようなやり方が、1つの問題だと思うんです。

それともう一つ、産業課のほうに聞いてみれば、先ほど、町長の答弁にもありましたように、農業をしたい、漁業をしたいという人が来れば、家を探せば住むところがないと。

そして、結局、需要はありそうなのに、どうも進まないというのがありますよね。これ、一番のネックは国の政策だと思いますから、これはちょっと、町長、国に働きかけて。ご存じだと、理解はしておられると思うんですが、国は新築ばかり勧めるんです。今度、消費税を上げるの

に、どんどん減税をすとか、景気対策と称して。大変なお金をつぎ込むんですよ、実際には。減税という方針で。確かに、それは新しい家を建てる、ローンを組む、そしたら住宅メーカーも銀行も喜ぶでしょうよ。しかし、片一方では空家は田舎で寂れてしまうと。

そういう点では、本当に田舎に元気を出そうと思ったら、そういった空家対策に必要な資金は確保してもらわんと、これがないと、まずは進まんと思うんです。

それから、全国的に声は上げていって、これの声を大きく、偏った国の財政、住宅対策というのは、ちょっと変更する声を上げていかんと進まんのじゃないかというのが1つです。

それと、もう一つは、思い切ったという先ほど表現がありましたが、これは当たりだと思ふんですが、リフォームにしても、私もその業種をやっていますが、水回りをやれば、すぐ100万円、200万円というお金がかかります。それから、これは思い切った対策をしていかんと進まんのじゃないかなと1つと。

もう一つは、古いほうの、いわゆる適切に管理されていない住宅のほうですが、確かに私有財産を公で撤去するというのは、大変問題がありますが、隣に住んでおる人から見れば、税金が公平に使われておるのかという気にもなりますよね。もう、台風が来たら、いつ倒れてくるかってわからん状況です。

いわゆる公共の福祉に浴さないという方もおられると思うんです。その空家が倒壊してくる恐怖心で。そういった方もおられますから、いろいろと、ちょっと大胆な発想、思い切った発想で、この対策に取り組んでいかんといけんのと、最初申しました、国の財政支援のあり方を問題提起していく必要があると思いますので、この2点についてのお考えを聞いておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員、おっしゃるとおりでございます、財政的に、やはり補助金とか交付金とかがあれば、十分できると思うんです。

やはり、国のほうにちゃんと働きかけたいとは思っています。私もいろいろ東京のほうに行くことございますので、そのときには必ず声を上げようと思っています。

私、一町で上げたからって、そんなにあれはないかもしれませんが、一応、声は上げるということで、総務省のほうには、ぜひ言っておきたいと思います。

それと、六団体で町村会を含めて、こちらのほうともよく相談をして、やはり要望を上げていくと。空家対策というのは、多分、町村では、かなりどの県も、よそのところも、みんな一緒だと思います。ですので、それは共通課題だとみんな思っていますので、それについては国のほうに、ちゃんと働きかけたいなというふうに思っております。

それから、もう一件、危ない空家といいますか、これはちょっと、みんなに迷惑かかるなという空家については、先ほど言った特定空家に指定して、代執行まで含めて、今後、検討していかなくちゃいけないなというふうに思っていますので、代執行までやるというつもりで考えておりま

すので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

.....
○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時5分といたします。

午後1時53分休憩

.....
午後2時05分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 日本共産党の赤松義生です。先々日の土曜日の雨でアジサイの花の色も一段と色づいて、6月らしくなったなあという昨今でございますが、20年ぶりに質問をさせていただきます。

20年たつと議場の風景も大きく変わるもので、以前は執行部の皆さんは皆私より年上の人たちばかりでしたが、今は副町長の吉賀さんだけになりました。それと、そのころ一生懸命働いておられた若い職員の皆さん方が順調に成長されて執行部として前にいらっしゃいますけど、その雰囲気はさすがにすくももあり頼もしくもあり本当にうれしく思っているところであります。

それでは、後ろのほうで湧上さんが監視をされておりますが、若葉マークの私ですが町長も2回議会を経験されましたが、お互いにまだ若葉マークが取れないということでございますが、住民の皆さんが希望を持って暮らせる平生町にするために、お互い頑張って議論をしていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初の日本国憲法について質問をいたします。

安倍首相は2020年を新しい憲法が施行される年にと公言をし、参院選で改憲問題を正面から掲げる姿勢を示しております。安倍首相が改憲に執念を燃やす本丸は、憲法9条にあることは明らかです。

そもそも憲法とは国民が守るべき筋合いのものではなくて、国民が選んだ政治家に対して国民がつけ付けた契約書ともいえるもので、憲法で縛られるべき首相がみずから改憲の旗振りをする事自体が憲法違反であり、立憲主義の否定であることは明らかです。

そこで、浅本町長にお尋ねしますが、憲法を守るべき首相が改憲の姿勢を示していることについて感想はいかがでしょう。

2つ目に、憲法10条から40条は国民の権利及び義務として定められています。ここでは国民は3つの義務を定められていますが、それ以外は25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障など、平和で安全に希望を持って暮らせるよう保障するものだと思います。町長はこうした優れた憲法を遵守し、町民の幸せのために職務の遂行に当たっていただきたいと思いま

すがいかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

日本国憲法は改めて申すまでもなく、日本国民の誰し守るべき日本の最高法規であります。その改憲の是非については申すべきものではございませんが、憲法の96条に改正の条文がございますが、憲法は施行後70年以上が経過しておりまして、大きく変化した社会情勢や国際情勢と照らし、将来に向けてその有効性等について議論されるべきものであるというふうを考えております。

その改正議論については国会において審議されるべきで、一首長といたしましてはその動向に注視しておる立場であります。慎重かつ十分な議論と民意の反映がなされることを望んでおります。

それから、町民の幸せのためにということですが、お尋ねの件でございますが、憲法の遵守は自治体として国民として当然のことでございます。また、昨年末に町長の重責を担わせていただいたときに、町の将来像として、町民が明るく笑顔が絶えない町と掲げ、それに向けた町政の運営や政策の実行を進めている旨のお話をさせていただきました。改めまして、ここに職責を全うし町民の幸せのために奮闘してまいりますこととお約束いたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 憲法を守るべき首相が改憲の姿勢を示していることについての感想の前に、最高法規として守るべき筋合いのものだという答弁がありました。そのとおりであります。やはり今憲法9条が危険にさらされていると。自衛隊と書き込むんだということを言われておりますが、書き込んだからといって首相は何も変わりませんというふうに言うんですが、国民投票をやれば、まだ法律が決まったわけではないんですけど850億円もかかるというふうに言われております。

850億円もかけて国民投票やって何も変わらないのなら、何のためにやるんかという話にもなるかと思いますが、やはり今回、先般も南スーダンに派遣された自衛隊が戦闘地域になるということで撤退をいたしました。

それは9条があるからこそそういうことになったわけでありまして、やっぱり災害のときなどに国民の先頭に立って頑張っておられる自衛隊の安全を守るためにも、やっぱり9条は守っていくべき筋合いのものだということだけはここで申しあげておきたいと思っております。

それから、2番目の職務の遂行に当たっては憲法を守って、遵守していただきたいということに対してもそういう前向きな答弁でございましたので、この項はこれで一応終わりたいと思っております。

それでは、続いていいですかね、2番目にはいって。

○議長（中川 裕之君） ああどうぞ。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） はい。水道料金の引き下げについて質問いたします。

柳井広域水道は、県が広島県と共同で工業用水のダムとして弥栄ダムの建設を始めたが、工業用水として売れる見込みがなくなったため柳井広域の自治体に上水としての水源として利用を持ちかけたことに由来をしております。これは、県の見込み違いを柳井広域の自治体で補っている側面が強く、高料金対策として県は相当な額を支出してしかるべきではないかと思えます。

しかし現状は、平成14年度に広域全体で1億7,300万円あった補助金が、平成29年度には3,240万円と6分の1程度に低下をしています。平生町の今年の予算書では、県からの補助金は433万7,000円で、料金低減対策としての支出は4,730万円になっています。あまりにも大きな負担であり、これまでの経緯を考えると問題だと思いますがどうでしょうか。

そして2つ目に、町の負担も大きいんですが住民の負担もそれ以上に大変です。日本共産党平生支部で実施したアンケートでは、特別に水道料金についてという項目を設けたわけではないんですが関心が高く、自由な記述の中で10数名の方が意見を書いておられました。

そうした中で、20代の女性の方は、平生に引っ越してきて数年になるが水道料金が高過ぎて困っていると述べられています。県下の状況を見てみますと、柳井広域の我々が群を抜いて高く、平生、田布施が20トン使って4,622円、広域で一番高い周防大島町は4,743円、柳井や上関は平生と大島の間であります。

県下の状況を見てみますと、次に高い下関、宇部、阿武町が3,000円から3,300円になっておりますが、これらに比べてみると大変な料金と言えます。定住対策や企業誘致にとっても障害になります。私もこの水道料金の問題をライフワークとして取り組んでいきたいと思えます。町長も大変だと思いますが広域の各市町とも連携し取り組んでいただきたいと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

ご質問のありました水道事業、高料金対策費補助金につきましては、山口県が県内の水道料金の格差を是正し県民生活の安定に資することを目的に、柳井地域広域水道企業団から受水する末端水道事業と柳井地域広域用水供給事業を対象として、平成14年から10年間、14年度から23年度に補助金を交付するとして創設されました。また24年度からは、当柳井地域水道事業の経緯、実情から、構成市町で補助制度の継続を強く要望し、29年度まで補助金交付期間の延長がされたところでございます。

次に、当該補助制度の補助金額の算定につきましては、水道事業の資本費の一部に対して繰り出した額を基準として算出しておりますので、資本費、減価償却費及び企業債、利息等から補助

金等を控除した額ですが、この減少に比例しまして補助金の額も減少することになります。

議員のご指摘のとおり、当該補助制度が開始された平成14年度に本町に交付された補助金額は1,830万円でありましたが、資本費の減少によりまして29年度の交付額は375万8,000円と大幅に減少いたしました。

また山口県から、補助金交付期間が終了する29年度をもって当該補助制度の廃止についての提案があったことから、資本費を基準とする当該補助制度にかわる新たな補助制度の創設を山口県に対して構成市町で要望したところでございます。

これによりまして、県内の類似団体の水道料金と柳井地域の構成市町の水道料金の格差を基準として算出する新たな補助金交付制度が創設され、平成30年度から433万7,000円定額を5年間交付されることとなりました。この水道料金高料金対策に対する補助金につきましては、引き続き構成市町と連携して取り組んでいきたいと考えております。

先ほど申しましたとおり、水道事業を取り巻く環境は少子化による人口減少、経済の低迷による節水意識の高まり、また節水機器の急速な普及などによる水需要の減少により大変厳しい状況にあります。これは、本町だけではなく他の自治体においても共通の課題であると考えております。

現在、県内でも最上位水準の水道料金を住民の皆さんに負担していただいていることから、これ以上の負担につながらないよう柳井地域広域水道企業団からの供給水量単価を平成28年度から値下げするとともに、先ほどの質問にありました山口県の水道料金高料金対策補助金制度の継続について、構成市町と連携して取り組んでまいりました。

また、経営基盤の強化として、有効的な手段とされている水道事業の広域化に向けて、平成29年6月に柳井地域水道事業広域化検討委員会を立ち上げまして、各水道事業者の課題や広域連携について協議を進めておりますので、住民の皆さんにご理解いただける合理的で安定的な水道事業となるよう引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 県がその県内の水道料金の格差をなくすためにということなんでありましょが、格差をなくすで、県もそれでお金を交付されたんでしょが、格差が埋まったような料金じゃあ、現状は到底考えられませんよね。

柳井広域でも一生懸命いろいろ努力はされてきているんですけど、やはり4,600円から4,700円というのが広域の料金で、2番目に高い阿武町でも3,320円とこういうふうになっておりますので、その格差というような生やさしい話じゃないと思いますので、これについてはやっぱり今までの経緯なども踏まえながら、いろいろあってもあのままこの地域があの水は要りませんよて言うたら県はどうしたか知りませんが、あれですね、弥栄ダムが何ていうか、この地域が広域水道の水源として使ったからこそ何とか県も維持してこれたんだと思いますので、

その辺の事情も勘案しながらやっぱり強く私も党の県会議員さんたちを通じていろいろ県に働きかけていきたいと思いますが、町長からもぜひ頑張ってくださいと思いますが、その決意をぜひもう一度お聞かせ願えたらと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども議員さんから申されましたとおり経緯もございますので、それも含めて県のほうとよく協議をして、少しでも安くなれるように私としても近隣の関係市町と一緒に頑張って働きかけをしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご協力をよろしく願い申しあげます。

以上です。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、3番目の国民健康保険について質問をいたします。

国民皆保険制度の一環として、国保というものがあるわけではありますが、この国保については社会的弱者が多く加入する制度であり、もともと適切な国庫負担なくしては成り立たない制度と言えると思います。特に応益割の賦課は逆進性が強く、子供の数が多いほど保険税が上がり、このことは子育て支援にも逆行するものだと思います。

今や高い国保の問題は社会問題になっており、抜本的な解決が求められているところです。そうした折、全国の知事会の要求する1兆円の国による財政支出は、国保問題を抜本的に解決するものであり、あらゆる機会を通じてその必要性を訴えていただきたいと思います。町長のお考えはいかがでしょうか。

平生町では、本年度の予算で基金を7,000万円取り崩して引き下げを行われました。喜ばしいことではありますが、このたびの引き下げは子供の数の多い子育て世代にとってはあまりありがたない応能割だけの引き下げが行われました。これはなぜでしょうか。そして、このことによって何かいいことがあったのでしょうか、お尋ねをいたします。

それから3番目に、基金を活用して来年度も引き下げを行うと表明されております。我が党の湖上議員の質問に、全体の状況を見ながら応益割の引き下げを検討すると3月の議会で答えておられますが、国保問題の焦点はここにありますので、応益割の軽減を重視して取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

国民健康保険は、他の医療保険に加入していない全ての人の受け皿となっております。我が国の国民皆保険を支える重要な保険制度としてその役割を担っております。しかしながら、国民健康保険は他の医療保険と比べると加入者の年齢構成が高く1人当たりの医療費水準が高いほか、低所得者が多く保険税の負担が重いといった構造上の問題を抱えております。

そのため、国は平成30年度に国保制度を抜本的に見直し、都道府県に国保財政の運営を行わせる都道府県単位化を行い、国民健康保険が持続可能な制度となるよう改革を行ったところでございます。この国保財政の都道府県単位化に当たり、都道府県は毎年3,400億円の財政支援拡充を前提条件として合意をしているところでございます。

町といたしましても、国保制度は引き続き持続可能な制度であるべきという認識のもと、保険税や医療費の適正化に努めるとともに、国に対してはより一層の財政支援の拡充について要望していきたいと考えております。

次に、今年度の国民健康保険税の税率につきましては、ご指摘のとおり応能性の部分に当たる所得割額の税率を引き下げる一方、応益性の部分に当たる被保険者均等割額及び世帯別平等割額を昨年度から据え置いたところでございます。

この均等割額及び平等割額に関しては、低所得者の税負担を緩和するため世帯の所得状況に応じて保険税の7割部分、5割部分、2割部分の軽減を実施しているところでございます。

平成26年度以降、国の方針によりこの軽減割合を決定する際の基準額が拡充され軽減対象が年々広がっており、当初においては昨年度被保険者の約64%が軽減対象となっている状況でございます。

一方、保険税の年間の上限を示す賦課限度額は、今年度は平成26年度から比較すると15万円上昇し96万円となっており、所得が少ない高齢者が増加している現状から鑑みても、一部の高所得者に総体的な負担が増しているのが現状でございます。

これらの当町の現状を総合的に勘案した結果、今年度は被保険者の受益と負担のバランスに重きを置いた税制とすること、応能性と応益性の賦課割合を基本の50対50とすることとし、応能性である所得割の税率引き下げを行うこととしたところでございます。

来年度につきましても、本町では国民健康保険税の算出に当たりましては被保険者の所得状況に応じて課税される所得割と、被保険者一人ひとりに係る均等割額、世帯ごとにかかる平等割額の計画によるいわゆる三方式を採用しております。

均等割額については、被保険者一人ひとりに係るといった性質上、所得のない被保険者、例えば学生子供にも同じだけの負担を強いることとなっております。また、平等割額が1世帯ごとに係るため、世帯の人数が多いか少ないかにより、特に一人世帯の被保険者が不公平感を感じてしまうといった側面があると考えられております。

その一方、応益性である均等割、平等割には、世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割の軽減制度が適応されておきまして、低所得者の税負担を緩和するため一定の役割を果たしているものと考えております。

このような国保税の性質や制度を十分考慮し、来年度以降の国保税の税率については事業基金を活用し、被保険者に還元していくことを念頭に、低所得者、高所得者に対する国の施策や県が

示す事業費納付金、標準保険料率の動向と当町の国民健康保険を取り巻く状況を慎重に見きわめながら、応益割比率の引き下げも含め賦課総額全体の引き下げについて検討したいと考えております。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 国民健康保険の運営が県に移ったと。平生町といたしましては、毎年2月3月のインフルエンザがはやる時期にひやひやどきどきして、赤字にならんやええがていうような心配はなくなったのはそうなんですが、ところが標準保険税の課税の標準のやつが県から示されて、たまたま平生町は何年か前に大幅引き上げをされたのでその分ゆとりはあるんですけど、全国的に見ればそれによって国保が大幅に値上がりをしてもう大変だというような状況があちこちで見られるというふうに聞いておりますし、県下でも試算のときに、前の年より国保が安くなるちゅうのは平生町含めてほんの少ししかなかったように思うんですよね。そういう点では、運営が県に移ったことによって、平生町はその前に大幅引き上げがあったから助かってるんですけど、ほかのところは皆大変な負担を強いられておると思うんですよ。

県からも国からも50対50にという強い指導があるように思うんですけど、やはり住民の実態をよく考えてみられたら単純にそうはならんんじゃないかと私は思います。

私も試算をしてみたんですけど、年収300万円で夫婦に子供2人の4人家族でいえば、今年じゃないんですけど去年の税率でやってみますと37万少しぐらいの保険税になるんですけど、年収300万円でいったら月給25万円ですよ。ほんなら1カ月分は丸々なくなって、次の一月分は皆国保に持っていてもそれでも足りないから二月分から12万円ぐらい払うというようなことを考えてみたら、これは大変な負担だと思うんですよね。

その辺では、町長も国やら県に実態を言いながら1兆円の財政支出等を求めていくというふうに言われましたけど、通り一遍じゃなしに県知事あたりからまた浅本町長が来たと、またこのことを言うに違いないという嫌われるぐらいに頑張っていただければと思うんですが、とにかくいろんな機会を活用して、本当根本的に解決しようと思うたら応益割をなくして応能割だけにして社会保険料並みの国保にしていくということが、やっぱり国民皆保険制度の一環として、何ちゅうか国民はどこかの保険に入らなきゃいけないわけですから入って、ああ大変なことになったという保険制度ではなくて本当に日々の生活とかまさかのときに大変役に立ったと言えるような保険制度にするために、ぜひ強く1兆円の財政支出を求めていただきたいと思います。

3,400万円国が出しているというのは私も承知しておりますが、それで今の現状なんですからこのことを改めて決意をお伺いしたいと思います。

2番目の何でこうなったかと、応能割だけの引き下げにしたかというような理由は大体わかりましたけど、やはりそこが大きな問題だと思います。以前は応能割が6割で応益割が4割とか7割とか3割とかということが、住民のやっぱり実態をよくわかっている町ですから、そういう

割合がずい分前にはずっとあってきたんですけど、ここをやっぱり改善するためにも国の財政支出は必要だというふうに思っております。

それから、最後の来年度の引き下げについてですが、いろんな状況を見て検討すると言われることですのでそれでよろしいかと思いますが、再度、根本的に解決させていくために国による1兆円の財政支出、知事会も市長会も町村長会も求めていることですし、あらゆる機会を通じてそこを要請していくということの決意を再度お願いできたらと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 決意ということで、町としてできることはやっていきたいし、町としてもありますが、6団体と一緒にあって本当にそういう要望はやっていきたいとは思っております。

やはり皆保険で、国民の何ていうんですか健康保険が高いというのは確かにおっしゃるとおりでございます。ただ根本的に変えていくためにはやっぱり国が動いてもらわないとまずは何も動かないと思いますんで、町だけでこれは対応できるかというできない問題なんでやはり国のほうに働きかけをしていこうということで頑張ってます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、4番目の就学援助のことについて質問いたします。

憲法では、全て国民はその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う、義務教育はこれ無償とするという憲法26条の精神に従って就学援助制度が行われています。平生町におきましては、入学準備金が入学前に支給されるように改善されていると聞いていますが、関係者の皆さんの尽力には心から敬意を表するものであります。

さて、子供の貧困が7人に1人とされており、働く人の実質賃金は2014年に比べて年収で10万円落ち込んでいるともいわれています。また正社員が当たり前の雇用形態から、非正規労働者が4割を占める時代となりました。それだけに就学援助制度の果たす役割は大きなものがあると思いますが、対象者への周知はどのようになされているのでしょうかお尋ねします。

2つ目に、以前は生活保護基準の1.5倍であった適用の基準が現状では引き下げられていると思いますが、現状はどのようになっているのでしょうか。

3番目に、文部科学省は本年度からランドセルや制服代など入学準備金を拡充していますが、平生町ではどうなっているのでしょうかお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） 就学支援制度につきまして、3点の質問にお答えさせていただきます。

まず、就学援助制度の周知という1つ目の質問ですけれども、就学援助制度は小中学校の入学準備に係る学用品等の購入費用を入学前に援助いたします入学準備金、それと入学後の給食費など経費の一部を援助する従来の就学援助、この2通りがございます。

本町の周知の状況につきましては、入学準備金でございますが時期的に入学時期前の需要が高いと考えられますために、1月初旬に全ての就学予定者の保護者に通知いたします入学通知書がございますが、その入学通知書に入学準備金制度案内資料を同封して周知を図っているところでございます。あわせて、毎年広報1月号と、ホームページには1月から掲載をしてご案内をしているところです。

また、従来の就学援助につきましては、年度末の3月号の広報及びホームページには4月から掲載をして制度の周知を図りますとともに、新入生につきましては入学準備金制度案内資料の中にこの従来の就学援助についての記載をしております、そのことで制度の周知を図っているということにしております。

続きまして、準要保護者の認定基準のことでお尋ねにお答えをいたします。

平生町の就学援助における準要保護者の認定は、平生町が定める認定基準に基づいて判定をしております。就学援助制度につきましては、2005年の国の三位一体改革までは国の制度として運用をされておりましたけれども、以降地方自治体の独自の制度として運用されることとなりました。

そのことによりまして、国の一律の認定基準で運用されていた制度が地方自治体独自の制度となることで、各自治体によりまして認定基準のもとになります算定基礎にもまた係数にも差が生じている、これが現状でございます。

現在、本町では国から地方自治体独自の制度として運用された2005年以降、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、これを認定基準の算定基礎として採用しております、ご指摘の係数につきましては同じく2005年以降1.2倍と設定して現在に至っております。

認定基準につきましては、算定基礎が各自治体で異なりますため係数だけの比較というのはなかなか難しいところはございますけれども、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して実施している本制度が、真にその子供たちへの支援になっているか等の現状も捉えながら、この係数につきましては近郊市町や県内などの状況について把握するとともに、係数についての研究は進めてまいりたいと思っております。

それと3つ目、次に入学準備金の拡充についてのご質問でございます。お示しのように、国におきましては平成29年3月に要保護児童生徒援助金補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要領、この一部を改正しまして要保護者に対する支給時期を入学前にすることに加え、支給単価の見直しが行われました。加えて、本年3月国の支給単価の拡充が行われております。

本町におきましても平成29年度から、先ほど議員さんご説明にありました入学前の3月に支給は前倒しいたしまして入学前支給を行いますとともに、支給単価につきましても拡充を行ったところでございまして、このたびの国の支給単価の拡充に伴いまして本年度から拡充をするこ

ととしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 3番目に質問いたしました文部科学省が今年から入学準備金を拡充したことについては対応されているということで、ご苦労さまでございます。

それから、支給の基準なんですけど、制度がずっと前から、2005年に大きく変わって国庫負担で私は対応されているものと理解していたんですけど、どうもそうじゃなくなったみたいで一般財源化にされたんじゃないかという気がしますが、憲法26条に基づいてやるものですから国庫負担だろうというふうに理解しておりましたけど、どうもそうじゃなくなったみたいですが、やっぱり昨今、特に非正規労働者がどんどん増えていくし、保護者の人に対しても子育て世代の皆さん方に対しても大変それやっぱり厳しい状況があると思いますので、ぜひここは引き上げていただきたいというふうに思っております。それについては答弁をお願いいたします。

それから、最初のところなんですけど、周知のことについてですが、私が持っている資料は文部科学省が平成31年3月28日に公表した資料ですけど、毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村というところで平生町が丸がついていないのと、入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村ということで、ここでも平生町には丸がついてないんですけど、やっぱり3月に入学前に準備金を対応するために、新入学するである児童の家庭に全てこういう制度がありますよという周知はされているということで、これはこれで結構と教育委員会の努力には感謝したいと思います。

ただ、毎年学年が変わるときに親の状況も毎年変わる可能性はありますので、進級時にやっぱり学校で配布するというのもぜひやっていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） まずは準要保護者の基準についてのお話でございます。社会、世間世の中が非常に厳しい状況の中で、ぜひ引き上げていただきたいという議員さんからのお話でございます。

これは先ほど答弁でもお話申しあげましたように、係数だけの比較というのはなかなか難しいところはあるんですけども、経済的理由によって就学困難とこのように認められる児童生徒の保護者に対して実施している制度でございますので、真にその児童生徒の支援になっているか等の現状も捉えながら、近隣市町そして県内の状況、こういった係数につきまして状況をしっかり把握して、本町のこの係数についての研究を進めてまいりたいとこのように思っております。

そして2つ目、最初の制度案内の書類配布のことでございますけれども、今議員さんからご指摘のあった文部科学省の実施状況調査でございますが、本制度案内につきましては議員さん言われたように、入学前に入学準備金についての書類の配布を新入生の保護者に対して行っておりま

す。

また、その書類の中で従来の就学援助についてのご案内もしているという状況でございます、本制度案内の学校での書類配布というところを文部科学省は尋ねておりまして、新入生に関しましては今申しあげましたように入学前に入学通知書とあわせて配布しており、学校での配布ということには当たらないためにご指摘のように国において公表されているというところではございますけれども、議員さんひとつ言われた在校生が進級する際の書類配布、いわゆる従来の就学援助についての部分だと思えますけれども、この部分については4月に学校で案内配布を行うこのことについてはこれからちょっと検討させていただいて、全ての児童生徒の保護者に制度の案内が行き届くように努めてまいりたいとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 教育長さんありがとうございます。

それでは最後の質問になりますが、原発の将来性について質問をいたします。

これまで原発は発電コストが安いと強調されてきましたが、政府の自然エネルギー庁が3月に提出した資料では、太陽光や風力発電が1キロワット時10円未満で事業実施が可能になっていると明記をしました。一方、原発はかなり安く見積もっていますが10.1円としており、原発の発電コストは安いという主張を政府みずから否定したことになります。加えて、福島原発の事故処理は既に10兆円を超え、再稼働のための安全対策費は電力会社11社で4兆6,000億円に達し、電気料金、税金などを通じて国民の負担になっています。

また、10万年もの管理が必要な放射性廃棄物の処理費用は誰も算定できません。世界では、ドイツに代表されるように再生可能エネルギー、ガス、炭素にかじを切っていますが、町長はどう思われるでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 2011年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖を震源といたします巨大地震と、それに続く東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故から8年を経過しました。復興省によりますと、被災者のための宅地をつくる高台移転、災害公営住宅が100%近くが完成し、国道や鉄道も100%近くが復旧再開しているとしております。8年がたち、インフラを中心にまちの姿が再興する一方、今も5万3,000人が避難生活を送られております。

また、人口の流出に歯どめがかからない状況で、岩手、宮城、福島の3県は震災前と比べて29万人減少しております。このように、福島第一原発事故はいまだに収束していない状況でございます。

赤松議員がお尋ねの再生可能エネルギーにつきましては、国の第5次エネルギー基本計画に位置づけや方向性も示されているところでございます。再生可能エネルギーは、長期を展望した環

境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源であると位置づけられ、2013年から導入を最大限加速してきており、引き続き積極的に推進していくこととしております。

また、2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率22から24%の実現とともに、確実な主力電源化への布石としての取り組みを早期に進めると方向性を示しています。この再生可能エネルギーにつきましては、国のエネルギー政策にかかわる問題でもあり、本町といたしましても今後とも国や県の動向を注視していきたいと思っております。

しかしながら、福島第一原発のような過酷事故の発生が今後二度と起こってはならず、そこに至らないまでも原発の事故は住民に重大な影響を与えるものであります。町民の安全安心を第一に考え、町民の生命財産を守る立場で判断をしていきたいと考えております。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 町民の安心・安全を第一に考えていきたいというふうに答えていただきましたが、それはそのとおりだというふうに思います。

2030年の国のエネルギーを何でどう賄うかという中に、その再生可能エネルギーについては今町長のほうからお話がありましたけど、原発でまだ2割から22%を賄うという国の方針は堅持をされているようであります。

しかし、その原発を運転すれば必ず膨大な量の放射性廃棄物がつくり出されることとなります。再処理をするかしないかは別にしても放射性廃棄物は間違いなくできてくるわけで、きのうも何か夜テレビを見ていますと、世界中が集まってこの処理をどうするかということを検討する会議の様子がテレビに出ておりましたけど、日本でもじゃあ最後はどこなんかということについては全く白紙の状態になったままで、本当にこれはそこまでの費用を考えたら一体どういうことになるかということが本当に深刻な問題として考えなければならない筋合いの問題だというふうに思っています。

原発についての経済性は、去年の年末までに安倍首相がみずから売り込んだ、イギリスとかトルコとかベトナムとかああいう原発の契約は全ておじゃんになったわけなんですけど、それは結局ビジネスとしてもはや原発が成り立たないと、安全性を追求すれば追求するほど費用がかさんでいくとそういうことで、全ての契約が御破算になったわけでありましてけどそうしたことも考え、そして最終的には放射性廃棄物の処理の問題のことも考えて、私は原発にはもう将来性はほとんどないというふうに思っております。

町長は、この問題は町民の安全安心ということを考えて判断するというふうに言われましたので、そのこと、そういう考えでこれからも取り組んでいただきたいということを指摘をしておいてこの問題での私の質問を終わります。

私の質問は以上で終わりましたが、どうもお世話になりました。

.....
○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を3時10分といたします。

午後3時00分休憩

.....
午後3時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） それでは質問させていただきます。

1つ目の質問は、基金の運営についてです。

まず、平生町育英基金の利用が少ないので、制度を改めてはどうでしょうかという提案です。教育長、よろしくお願いします。

町の育英基金は、利用があまりないように聞いております。いろいろと制度を調べてみれば、いろいろと課題が出てくると思うんですが、教育委員会では、どんなふうに認識しておられるのかを聞いておきたいと思います。

私が思う問題点というか、課題なんですけど、ほかの制度との併給、一緒に使うということができないんで、県とか国のほうを、そっちのほうの方が有利だと判断されて使っている人が多いんじゃないかと。

また、保証人を2人確保するというのが、利用の障害になっているんじゃないかと、私は推測しているんですが、どうでしょうか。

東京都の足立区のほうでは、そういう奨学金というんじゃなくて、支援方法を貸し付け型から支援助成、大学入学準備金支援助成とか、奨学金返済支援助成という、そういうものに変えているそうです。

あと、国の教育ローンというものを活用することで、保証人を求めないようにしたり、成績要件を大幅に緩和して、低所得者でも利用しやすくしたりしています。

このようにすれば、利用する人も、平生町も増えるんじゃないかと推測されますが、どうでしょうか。

お隣の柳井市さんのほうでは、平成31年度からふるさと学生応援奨学金奨学生募集というのをやられています。これは、定住促進奨学金というのと、人材確保奨学金というのがあるんですが、大学卒業後に柳井市内に5年以上定住した場合に、貸し付けた定住促進奨学金全額の償還を免除するという制度です。

もう一つは、人材確保奨学金のほうは、これも大学卒業後に市内の医療機関とか幼稚園、保育園に就職して5年以上勤務した場合は、これも免除するという制度です。

こういう制度も設けている近隣自治体もあるようなので、こういうのを平生町でも同様にやっ

てみてはどうかという提案なのですが、よろしくをお願いします。

次に、平生町ふるさと振興基金、平生町まちづくり基金、平生町地球温暖化対策推進基金はなぜ活用されないのかという、ちょっと私、疑問に思ったので質問させていただきます。

財源不足ということで、この基金を何とか使ってみたらどうかというふうに思ったんですが、地球温暖化対策推進基金のほうは、以前、太陽光のほうに補助を出していた経緯があったので、何年までか、ちょっとはっきり調査をしていないんですが、取り崩していた経緯もあるんですが、今は何も取り崩していないので、最近、地球温暖化、叫ばれているところなんですが、何か平生町もやって、新たにやってみてはどうかと思います。

あと、この平生町ふるさと振興基金に関して言えば、7,800万円あって、ずっと利子の分、ちょっとずつ増えているような感じなんですが、全く動きがない、まちづくり基金も2,300万円で、ずっと動きがないので、どうして使われないのかというの、ちょっと理由をお聞かせください。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） まずは育英基金のほうでございますが、育英基金について、併給あるいは保証人等を含めまして、運営制度についてのご質問にお答えをいたします。

現在、本町が行っています奨学金制度でありますこの育英基金は、その目的を向学心に富んで優秀な学生生徒であって、経済的理由により修学困難な者に対し学資を貸し付け、将来の郷土の発展のために有用な人材を育成することとしております。

この趣旨は大変重要であるというふうに考えておきまして、教育を受ける機会の均等の確保、有為な人材育成を図る、このために無利子貸与型で実施しているところでございます。

ご質問は、育英基金の利用が少ないことから、人口減少あるいは定住対策の一環として、この奨学資金を受けて大学等に進学し、卒業後、本町に居住、就職される方等を対象に、就学資金の返還金の金額または一部を助成する返還金助成型の制度を創設してはどうかと、こういう趣旨であるかというふうに思います。

本町の育英基金は、向学心に富む優秀な生徒、学生たちが卒業後に職を得て、社会貢献を果たしながら自分で借りた奨学金を責任を持って返還していくものであると、このような考えに至っております。ふるさと平生への愛情をベースにして、全国や世界でリーダーとして活躍し、その後、ふるさとへの帰郷することまでも想定をしております中で、地理的に就職先を条件にすることは、今、しておりません。

また、ご指摘のように、ほかの貸与型の奨学金制度との併給は認めておらず、保証人につきましても2人の確保を条件としております。

このことにつきましては、まず、他の貸与型の奨学金制度等との併用を認めていないとしておりますのは、返還時の負担を考慮したものでございまして、連帯保証人を2人にしておりますの

は、本事業を安定的に継続していく必要性から、確実に貸付金を返還していただくためであります。

本制度は、奨学生からの返還金を財源として運用しておりまして、返還金助成型での実施についても、本事業の安定的継続の観点から実施はしていないということでございます。

次に、連帯保証人にかわり、国の制度を活用することのご提案につきましては、日本学生支援機構が連帯保証人にかえて、かわって保証機関が連帯保証となる制度を導入したということを取り上げてのことだにご推察をいたします。

この日本学生支援機構の本制度の導入は、保証人の負担をなくし、確実な貸付金の回収を図るための導入でございまして、保証人を探して依頼をする困難さはなくなりますけれども、一定の保証料が別途必要となっております。

本町では、これまで保証人が見つからず、本基金の申請を断念したという事例はないと判断しておりまして、機関保証では、新たな保証料の負担が生じることにもなりますことから、現時点、保証人要件の変更については考えていないというのが実情でございます。

成績要件の緩和等につきましては、本基金の目的に沿いまして、申請者の一人ひとりについて、平生町育英基金審議会、この審議会におきまして総合的に検討審議し、貸し付け対象者の決定をしているところでございます。

町教委といたしましては、育英基金の利用が進んでいくように、案内の内容、あり方等を検討いたしまして、これまでの町広報紙やホームページへの掲載による周知に加え、対象となる生徒等に直接案内を配布するなど、これまで以上の周知に努めますとともに、今後、近隣市町の状況、柳井市の定住促進奨学金や人材確保奨学金のお話もございましたけれども、そういった状況の把握に努めまして、育英基金についての研究はしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、私から、平生町ふるさと振興基金、平生町まちづくり基金、平生町地球温暖化対策推進基金についてご説明をさせていただきます。これらにつきましては、平生町基金条例第2条において、設置の目的及び積立額を規定されております。

ふるさと振興基金につきましては、平成元年に設置しており、その設置目的はふるさと振興事業に必要な経費の財源に充てるためであり、積立金は一般会計歳入歳出予算で定める額となっております。

平生町まちづくり基金につきましては、平成17年に設置しており、その設置目的については地域住民みずから考え、主体となつて行うまちづくり事業に必要な経費の財源に充てるためであり、積立額は一般会計歳出予算で定める額であります。

また、平生町地球温暖化対策基金は、地域住民が主体となって行う地球温暖化対策に必要な経費の財源に充てることを目的として平成22年度に設置されたもので、平成22年度から平成24年度の3カ年間、町内の個人住宅用太陽光発電設置者に対して補助金の交付を行ってきたところでございます。

平成25年度以降は、本基金の目的に沿った支出は行っておりませんが、その間においても地球温暖化対策の一層の推進を図るため、エネルギーの無駄を省いて効率的に使う省エネ、みずからエネルギーをつくり出す創エネ、家庭でつくり出した電気エネルギーを蓄える畜エネのそれぞれの取り組みの中で、地域住民に対し補助していくことができないか検討を続けているところでございます。

この3つの基金でございますが、執行予算の財源の一部として支出するという考え方もございますでしょうが、現時点においては基金の設置目的に沿った事業の執行による支出を考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、取り崩して財政の、財政不足に充てたらどうかというご意見でございますが、今、現実に財源は不足と申しますか、一生懸命頑張っ、歳出と申しますか、出しておりますが、今後、庁舎もつくる予定にしておりますし、今後、いろんな状況下が見込まれます。

いろんな、早急に直ちに行わなければいけないような事業も、突然として出てくる可能性がございますので、そのときには活用させていただくということもあるかと思っておりますが、現時点では基金という形で、これを事業化できるように頑張っ、まいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 1つ目の育英基金については、周知と研究をしていくということに、そちらのほうはよろしく願います。

ほか、2番目の3つの基金のほうなんですけど、使えるようになったら使いたいというような答弁だったと思うんですけど、どうなんです、その使う、いつどのような状況になったら使えるようになるのかというのは、めどというか、先ほど、給食室のことを平岡議員が言われましたけど、これからお金がどんどん公共施設に関して出ていくという状況で、この基金を取り崩せるかという、ちょっと難しいような感じもあるんですけど、めどは全くないというふうな考えでいいんですか、よろしく願います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） めどはということでございますが、基本的に、私、思いますけれども、地球温暖化対策基金につきましては、これからたくさん、いろんな事業ができると、当然、省エネも含めていろんな対応、先ほども申しましたとおり、省エネや畜エネや省エネ、これらにつきまして、使えるものはあると思っております。

ただ、事業をちょっと、今、いろいろな事業が重なっておりますので、その中で実際それを使って、今現実的に、今の各課で対応できるかという、ちょっと、そこは今できないかなと思っておりますので、少し余裕ができたときに、こちらのほうの活用の仕方についても考えていきたいと思えます。

それから、ふるさと振興基金とまちづくり基金でございますが、これも使える目的、この目的で使えるものって、多分、考えたらたくさんあると思えます。いろんなものが考えられると思えます。ですので、これも考えていきたいと思えます。

ご承知のとおり、いろんな事業が、今、重なっちゃいましたもんで、そちらのほうを整理しながら、こういう基金も十分活用できるものでございますので、活用させていただきたいなというふうに思っておりますので、ご意見もいろいろお聞きしながら、またこれに対するアイデアとかありましたら言っていただければ、それをちょっと踏まえて検討もさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） それでは、すいませんが検討のほうをよろしくお願ひします。

2つ目の質問に行きます。2問目は避難所について質問させていただきます。

平生町避難所運営マニュアルが平成30年10月にできました。各地域交流センター、公共施設にマニュアルが置いてあると思うんですが、マニュアルには、主に職員が避難所開設してよいかチェックして、自治会長ほか、いろいろ協力のもと避難所を運営すると書いてあるんですが、本当に迅速に開設し運営できるのでしょうか。

熊本の地震で被災した南阿蘇村では、避難所の開設に手間取ったという経験から、迅速に開設できるように避難所開設キットを用意したそうです。平生町も用意したほうがよいのではないのでしょうか。

また、避難所を運営するに当たり、地域の方の協力が必要です。避難所も建物のづくりがいろいろと特徴があったりするので、避難所ごとに避難所リーダー講習を行う必要があると思われませんが、今後、実施する予定はあるのでしょうか。

そして、次の2番目なんですが、専用の母子避難所は設置するべきではないかという質問です。

妊娠している方は小さいお子さんは、特別配慮することが多いので、平生町では指定避難所にはなっていないんですが、ひらお保育園、新しく、何年か前にできたひらお保育園、あと、佐賀保育園を母子避難所として指定できないのでしょうか。

そして、指定するならば、最近、やっとな国内でも製造し始めた液体ミルクですか、こういうのを備蓄できないかどうかお答えいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

大規模な災害が発生した場合は、多くの住民は避難所への避難を余儀なくされ、極限状態の中で長期間共同生活を営むことが予想されます。その場合には、避難所を開設する町と避難された住民とが協力しながら、避難所での混乱をできるだけ予防し、できる限り快適に生活することが重要となってきます。

避難所運営につきましては、被災地の速やかな生活再建が行われるように、平成30年度に山口県により地域住民による自主的な避難所運営ガイドラインが策定されております。

平成28年に発生した熊本地震の際、地域の連携、共同が定着していた地域では、地域主導による自主的な避難所運営がうまく行われていた一方で、避難所による自主運営への移行が困難な避難所も数多くあり、そこで避難所運営に多くの行政職員や教職員が従事することとなり、本来実施されるべき復旧復興の業務に支障を来すことになったとの報告がなされております。

このような状況に鑑み、地域の住民が自主的に避難所運営に携わっていくことで、被災地の職員が早期に本来行うべき復旧復興業務に移行できるように、このガイドラインが設定されたものでございます。

内容につきましては、避難所運営に携わる自主防災組織などの地域住民と施設管理者等が避難所のレイアウトや運営方法等について話し合い、地域に特化した避難所運営手引きを作成するものでございます。

また、自治体職員が各避難所の避難所運営の手引きを作成することは容易ではないため、山口県により、地域住民による自主的な避難所運営ガイドラインを活用した地域オリジナルの避難所運営の手引きを作成するモデル事業が行われてきており、今年度においても開催されるということになっておりますので、避難所リーダー講習としても活用できればと思っております。

今後も、このような事業等を活用していき、災害時のスムーズな避難所の開設運営につなげていけたらと考えております。

避難所開設キットにつきましては、避難所運営に際しての参考とさせていただきたいというふうに思っております。

母子避難所でございますが、避難所は、災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生したときにおいて、町内24カ所の指定避難所のうちから災害の種類ごとに建物の安全を確認した上で災害規模、被災状況等を勘案して開設します。

避難所を開設した場合、防災行政無線や防災メール、町のホームページ等によって、住民の皆様へ周知を図るようにし、開設後は可能な限り、早期に地域住民の皆様による主体的な運営が行われるように努めてまいりたいと考えております。

発災直後については、高齢者、障害者や乳幼児等の要配慮者も、開設された指定避難所に避難していただくこととなります。そのため、避難所では避難者名簿の作成を行い、避難された要配慮者の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿を活用するなどして、

安否確認も行うことといたしております。

なお、要配慮者の方の避難所生活は、一般の避難所では集団生活が難しい場合が多いため、指定避難所内に福祉スペースや小部屋を利用できるよう、パーティションで区切るなどの配慮した支援を行うことといたしております。

また、指定避難所での生活において、何らかの特別な配慮を必要とする方につきましては、民間事業者を受け入れをしていただく協定や、介護等に従事する人材を派遣していただく協定も締結しており、要配慮者の援助等を行っていくこととしております。

そのため、現在のところ、民間のひらお保育園や公立の佐賀保育園を母子避難所として指定するという事は考えてはおりません。

避難所の備蓄につきましては、災害救助物資の調達に関する協定の締結により、民間事業者や団体等から災害時の食料、飲料水や生活必需品などの流通備蓄により、町民生活の早期安全、安定を図るための対策を行っているところであります。

また、各家庭においても、災害時の非常事態に備え、備蓄を行うことが重要であると考えており、本町が行う出前講座やホームページ等では、住民の方へ平常時から災害に備え、各家庭や事業所等における備蓄品として、最低3日分以上の生活必需品等及び避難時に最初の1日をしのぐための非常持ち出し品の準備をしていただくようお願いをしております。

液体ミルクにつきましては、今春から一般販売が始まったとの報道がされております。開封後、すぐに飲むことができるため、お母さん方からは便利だとの意見がある一方、常温で飲むのになれていない子は、受け付けない場合もあるという意見があるようでございます。

また、液体ミルクは賞味期限が大変短いということ、価格が高価なこと等を考えれば、現時点では備蓄しておくのは難しいのではと思っております。

災害が発生した際は、自分の命は自分で守る自助の考えが防災の基本でございまして、町が行う公助には限界がありますので、各家庭での備蓄を積極的に進めていただき、災害に備えていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） ありがとうございます。避難所リーダー講習が、今後やる予定があるということで、連携してしっかりやっていただきたいなと思います。

あと、開設キットなんですけど、リーダー講習等やってみて、実際に開設する訓練とか、どのようなことをやるのか、ちょっとわかりませんが、まあやってみて、あまりにも時間がかかるんだったら、もっと短縮しよう、短縮しようって話になると思うんです。そしたら、やっぱりキットが必要になってくるんじゃないかなと、よく吟味していただいて、先ほどは熊本県の南阿蘇村のことを言いましたけど、ほかにも大田区のほうも、ちょっと変わった感じのもつくっていて、い

ろんなほかの自治体で、いろんなふうにつくっているの、どれがいいのか、よく私もやったこともないのでわかんないんですが、いろいろ研究していただければと思います。よろしくお願ひします。

あと、次の母子避難所のほうは、ちょっと難しいということなんです、こういう母子避難所というのをつくったほうがいいんじゃないかなと思ったきっかけというのがあって、3月7日に、まち・むら地域交流センターで、ちょっとお母さんたち対象に、子連れのお母さんたち対象に「避難所見学&防災井戸端会議」というのがあったんです。

その中で、これ、今、見ているの、「すくすくひらおっ子ブログ SAY HELLO!」なんです、その中にいろいろ、こんなふうに行ったって報告書が上がっているんです。

その中で、最後にご意見が何個か書かれているんですが、段差が多くて子供連れには大変だと、あと、トイレに子供用の設備がなかった。あと、網戸がないのであけっ放しの、真夏で、もし電気もエアコンも何も使えなかったら、あけっ放しの状況になったりしますよね。そういうことがあったんで、日ごろ、子供をお世話している保育園とかで集まってもらったら、快適に過ごせるんじゃないかなと思ったんですが、ちょっと難しいということなんで、しょうがないかなと思うんですが。

そうすると、マニュアル、避難所運営マニュアルを見ると、そういう方は配慮すると書いてはあるんです。じゃあ、その配慮するというのが、ちゃんとできるのかなということが、ちょっと思うんです。

このマニュアルの中にどんなふう、具体的にはどんなふう配慮するのかというのが、いまいち書かれていないような気がするんです。

それで、私ちょっと、いろいろ調べてみたんです。県、いろんなほかのところの県とか調べて、民間で、こういう「赤ちゃん和妈妈を守る防災ノート」というのが出ていたりもしまして、こういう配慮するという対策は、どういうふう、先ほど言った自治会長やら行政の職員やら教育とか、そういうふうなのはやっていくんですか。

さっき、済いません、リーダー講習のほうで、きちんとそこら辺をやっていくという判断でよろしいんですか。もう一度聞くような感じになりますが、よろしくお願ひします。

○議長(中川 裕之君) 浅本町長。

○町長(浅本 邦裕君) 専用の母子避難所につきましては、先ほど、私、お答えしたんですが、考えてみますと、みんな、ものすごく急いで逃げているときに、母子さんはこちらですよという状況が生まれるのか、みんなが同じ方向に逃げているのに、母子さんだけはこっち来てくださいなんていう状況が生まれるのかというのを、私はみんな一緒に、多分逃げると思ひます。逃げるときは、同じ近所の人と一緒に、母子も一緒に、多分逃げると思ひます。

その後、どう配慮するかということだと思ひます。先ほど私が申しあげたのが、福祉スペース

をつくったり、小部屋を利用できるよう、パーテーションで区切るなどの配慮をした支援を行うなどと言っているんですけども、そのときに、私は実際に、先ほど言ったように、避難訓練の中でも避難所を立ち上げるにも訓練しないとイケないと思うんです。

そのときに、さっき言ったスペースをつかって、母子の人たちはこちらに来て、パーテーションで仕切って授乳していただくとか、そういうふうに配慮する、そのやり方というのは、いろいろ考えられますので、当然、行政も考えますが、避難された、避難所へいらっしゃる皆様方と一緒に、どういう形が一番いいのかというのも一緒になって考えながら、また母子の方もどういふふうにしてほしいとかという要望もございますでしょうから、そういうのを含めて、母子の皆さんの避難所の運営をやっつけていかないとイケないかなというふうに思っておりますので、やっぱりこれは訓練しないと、じゃあ、いきなりやれと言ったって、やれっこないですから、訓練の中でそういうことも含めた訓練を行っていきたいというふうに思っておりますので、ご協力お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） わかりました。最後にちょっとお願いというか、先ほど、町長、自助が大切だということで、液体ミルクに関しては備蓄、液体ミルクをするかわかんないですけど、備蓄に関しては、各個人で頑張ってもらいたいみたいな答弁をいただいたんですが、避難所までに頑張ってたどり着くのは、まずは問題ということなんです、このお母さんたち、子供連れだと、子供を抱えて避難バックをしょって、もしかしたら2人いるかもしれないし、手を分けてなんてことはできないような状況で、もしかしたら、いろいろ障害を乗り越えて、歩いて頑張って避難所まで何とか避難するというような状況になるかもしれませんよね。

その自助がうまくいっていないと、避難所にもたどり着けないという、家、子供が居間で寝ていて、たんすが倒れて、子供と一緒に下敷きになって身動きがとれなくなるかもしれませんし、そういう自助をまず鍛えなきゃいけないというところもあると思うんです、避難所まで行くのに、助かんなくちゃいけないですよ、まずは。

それで、保健センターで母子手帳を配るときに、一緒にこれを配ってくれているんです。平生町避難所マップと、こっちは内閣府のあなたの町の避難所についてということで、いろいろ避難所生活とかいろいろ書いてあるんですけども、この後ろが真っ白なんですよね。ここに、まだ何か大切なことを書けるんじゃないか、これを書いて、子供が、お子さんができると、新しい命を守ろうという意識も働いて、家族で防災のことについて考えるいい機会じゃないかと思うんです。

母子保健事業というのは、結構長いですから一緒に絡んで、先ほどの方たち、母子保健事業の絡みでやっつけて関係はありますけど、母子手帳を渡すのをきっかけに、やってほしいなと、保健センターのほうでもいろいろやってほしいなという、私は思った次第です。

ここに、せっかくスペースがあるので、何か書いて、もうちょっと一時持ち出し品の例とか、避難所ルートはどうしますかとか、緊急の連絡先、病院の連絡先を書くのをつくとか、何かいろいろあると思うので、これを後ろに何かやっていただければと思います。最後にお願いします。よろしく申し上げます。

○議長（中川 裕之君） お願いしますね。

○議員（5番 松本 武士君） お願いをしましたので、町長にお願いします。

○議長（中川 裕之君） 答弁は、浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） せっかく裏があいているのにもったいないということでございますので、そちらを有効活用するように、ちょっと検討させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川 裕之君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中川 裕之君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第30号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号平生町下水道条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月18日の本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） ご異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。
したがって、本日の議事日程に、日程第9、委員会付託を追加いたします。

日程第9. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第9。お諮りいたします。

議案第30号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から、議案第32号平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、本会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第32号は、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

なお、私、議長においては、産業文教常任委員会の所属を辞退させていただくことで、ご了承願います。

○議長（中川 裕之君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月25日午前9時から行います。

午後3時51分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 中 本 敦 子

署名議員 松 本 武 士

2019年 第4回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和元年6月25日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和元年6月25日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第30号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第31号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第32号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 同意第3号 監査委員の選任について
- 日程第6 同意第4号 副町長の選任について
- 日程第7 特別委員会の設置
- 日程第8 議員派遣
- 日程第9 委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第30号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第31号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第32号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 同意第3号 監査委員の選任について
- 日程第6 同意第4号 副町長の選任について
- 日程第7 特別委員会の設置
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(12名)

1番 中丸 和則君

2番 中村 武央君

3番 中本 敦子さん	5番 松本 武士君
6番 赤松 義生君	7番 河藤 泰明君
8番 岩本ひろ子さん	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 村中 仁司君	13番 中川 裕之君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君 書記 天艸裕太郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	
教育長	清時 崇文君 会計管理者	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	羽山 敦紀君	
地域振興課長	友田 隆君 町民福祉課長	石杉 功作君
税務課長	池田 真治君 健康保険課長	中尾 和正君
産業課長兼農業委員会事務局長	吉岡 文博君	
建設課長	高岡 浩行君 学校教育課長	河島 建君
社会教育課長	兼末 仁君	

午前9時00分開議

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において赤松義生議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2. 議案第30号

日程第3. 議案第31号

日程第4. 議案第32号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第30号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から、日程第4、議案第32号平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの件を議題といたします。

これより、所管の委員会における議案の審査の経過並びに結果に看視、委員長の報告を求めます。

それでは、岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本 ひろ子さん） おはようございます。それでは御報告いたします。

総務厚生常任委員会は6月20日に委員会を開催し、本会議から付託された案件の審査を行いました。質疑、討論はありませんでした。採決の結果はお手元の資料にありますように、全会一致で可決すべきとなりました。

以上、報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） 御報告いたします。

産業文教常任委員会は6月19日に委員会を開催し、本会議から付託された案件の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全て可決すべきとなりました。

議案第31号平生町下水道条例の一部を改正する条例の審査において、この条例改正は消費税の増税に伴うものなのかという質疑がなされ、引き上げに伴うものであるとの説明がなされました。

また、使用料について、経過措置についての質疑があり、本年の9月21日から12月20日までは施行日の前から継続している期間となり、この期間については従前の税率が適用されるとの説明を受けました。

また、消費税はどんな人にも購入するときにかかるという逆進性の強い税であり、この条例改正は消費税の引き上げによる使用料の引き上げであるので反対する旨の反対討論がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。まず、議案第30号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で議案第30号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第31号に対する反対討論の発言を許します。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） おはようございます。金融庁の審議会報告書を受け取らないともめているところですが、私も5月で65歳になり、無関心でいられないところです。

それでは、議案第31号について反対討論をいたします。

委員会で、10月からの消費税増税によるものですか、と尋ねたところ、そのとおりです、と力強い答弁をいただきました。私は、消費税の増税が原因ということで反対いたしますが、私たちが平生町でアンケートを行ったところ、「増税に反対」が56.8%、「しかたがない」が38.4%、「引き上げるべき」が3.2%でした。特徴的な意見として印象に残っているのは、「国の借金を返すのに使ってほしい」という意見でした。2014年4月に消費税が8%に増税されました。そのことにより物価が上昇し、実質賃金は減少しました。その後賃上げが行われていけば回復するはずでしたが、大企業がいくら儲けても賃上げにはつながらず、2018年の実質賃金は382万円で、8%増税前と比べて10万円以上低下したままになっています。

また、2018年の年間平均の家計の消費は338万8,000円で、8%増税前と比べて25万円も落ち込んでいます。安部首相は、アベノミクスは順調にその成果を出していますと自画自賛していますが、増税に賛成という財界人からも今上げたら大変なことになると声があがっています。そうした状況を考えてみたときに、今増税できる経済情勢ではありません。

総務省の全国消費実態調査2014年から推計すると、年収200万円以下の家庭で消費税10%のときの年収に対する負担が10.5%に対し、1,000万円では3.7%です。軽減税率も勘案した数字なので、それを導入しても低所得者に重い負担であることははっきりしております。平生町でも商売をされている方から、わかりにくい税のとり方はやめてほしい、機器の導入にもお金がかかるという意見がありました。食料品や新聞は8%で据え置かれますが、コンビニでカップ麺を買うと8%、そこで湯を入れて食べる和外食になるので10%。5.7兆円の増税をするのに6兆円の対策をばらまく政府の対策について、それなら最初から増税しなければいいという批判の声があるように、新たな混乱と不公平、需要者負担をもたらすものであります。

消費税増税が導入されて30年になりました。この間集めた消費税は397兆円、一方、大企業には相次ぐ減税措置がとられてきて、この間の法人三税の減収が298兆円、所得税、住民税の減収が275兆円、政府は財政が大変だからと消費税を増税してきましたが、法人税や所得税の穴埋めですっかり消費税は消えていってしまいました。

1998年に国と地方の長期債務残高は553兆円でしたが、2018年には1,105兆円になりました。国も財政も大変だから増税がしかたがないという善意の意見もありますが、いくら上げてても債務残高は増えており、消費税頼みでは財政もよくなることは明らかです。

以上、理由を述べて反対討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で議案第31号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第32号に対する反対討論の発言を許します。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 議案第32号については、議案第31号で反対討論をいたしました
が、同じ理由で反対といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で議案第32号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第30号に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決する
ことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可
決いたしました。

次に、議案第31号平生町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。議案第31号
に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第31号は可決いたしました。

続きまして、議案第32号平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を採決いたします。議案第32号に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委
員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第32号は可決いたしました。

日程第5. 同意第3号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、同意第3号監査委員の選任についての件を議題といたします。
地方自治法117条の規定により、平岡正一議員の退席を求めます。

〔11番 平岡正一議員 退席〕

○議長（中川 裕之君） 提出者から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る6月17日にご提案申しあげました議案につきまして、本会議並びに付託常任委員会におきまして慎重にご審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼申しあげます。

そしてただ今は、条例3件につきましてご議決を賜りまして誠にありがとうございました。

それでは、本日ご提案申しあげますのは、人事案件2件でございます。

まず、同意第3号監査委員の選任についてのご説明を、申しあげます。

平生町の監査委員は、地方自治法第195条によりまして、2名と定められており、識見を有する者から選任するもの1名及び議会議員のうちから選任するもの1名で構成されております。このうち議会議員のうちから選任する監査委員の任期につきましては、同法第197条の規定によりまして、議会議員の任期とされており、本町の場合5月31日までとなっております。監査委員の服務は合議制ではなく単独で行うものであり、現在識見を有する者から選任した監査委員単独でその業務に当たっていただいておりますが、困難事案への対応や、監査機能の充実を考慮すれば、早急に後任委員を選任することが必要であり、この度、新たに就任をされました議員の皆様方のうちから引き続き平岡正一議員を選任いたしたくご提案申しあげるものであります。

平岡議員におかれましては、平成21年6月から10年間、既に監査委員としてご活躍をいただいておりますが、簡単に略歴を申しあげますと、昭和50年に町議会議員に初当選以来、今期で11期のご当選をされており、その間4年間の議長経験をはじめ、議会運営委員会委員長、建設経済常任委員会委員長、新庁舎整備調査特別委員会委員長など要職を歴任されております。

また、かつての柳井地区広域事務組合での監査委員、全国町村議会議長会での監事の職もお務めになるなど、過去のご経験、識見などから適任と存じまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、町議会のご同意をお願い申しあげるものであります。

なお、ご参考までに申しあげますと、識見を有する者から選任された監査委員といたしましては、大野南にお住まいの山田吉明さんに平成30年11月からお務めをいただいているところであります。

以上で同意第3号につきましてのご説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申しあげたいと存じますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより同意第3号監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり同意されました。

これをもって、平岡正一議員の除斥を解きます。

〔11番 平岡正一議員 入場〕

日程第6. 同意第4号

○議長（中川 裕之君） 日程第6、同意第4号副町長選任についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、平生町監査委員の選任につきまして、ご同意を賜りましてありがとうございました。

続きまして、同意第4号副町長の選任についてのご説明を申しあげます。

ご承知のとおり副町長制度は平成18年の地方自治法の改正により創設されたものでありまして、吉賀康宏氏については、平成27年7月から1期4年間、議会のご同意を賜りまして任命しているところであります。

着任後は、職員への指揮監督や町政における政策立案を担当し、文字どおりトップマネジメントの強化に寄与してまいりました。

このたび6月末日での任期満了にあたり、再度同氏に対して副町長として引き続いての就任をお願いいたしましたが、本人の辞意が固く、後進に道を譲りたい旨の申し出がありましたので、この任期に際しましてご勇退いただくことになったわけでございます。後任者につきましては、全体的に、また、学識面、経験面などの要件を踏まえ、多くの候補者の中で、あらゆる角度から総合的に判断いたしました結果、このたびは、長谷後にお住まいの高木哲夫氏を7月1日付で選任いたしたく、ご提案申しあげるものでございます。

現在、全国的に少子高齢化とそれに伴う人口減少が進行している状況の中、地方自治体を取り巻く状況は年々厳しさを増しております。その中で、持続可能な財政運営を踏まえながら、ス

ピード感をもって安心して安全なまちづくりに取り組んでまいるには、豊かな識見と適格な判断に基づく迅速な実行力を持つ人材が必要です。高木氏におきましては、豊富な経験と識見を有し、行政各般に精通されており、最適任者であると判断いたし、このたび、選任をいたしたいと存ずるものでございます。

私も、選任に当たりましては、改めて町長としての職責を自覚いたしまして、議会の皆様方とも常に協議を重ねながら、平生町の進展と活性化に向けて一丸となって、副町長をはじめ職員ともども取り組んでまいる所存でございます。

参考までに高木哲夫氏の略歴を簡単に申し上げますと、現在68歳でございます。昭和50年に平生町役場に奉職し、平成7年7月に議会事務局長、11年7月に総務課長、20年10月から28年3月まで平生町教育委員会教育長を務めて参りました。その後、28年5月から現在まで平生町社会福祉協議会 会長を務めておられます。

過去の経歴からみましても、町長を補佐し、職員の監督にあたる最適任者と判断をいたしますので、高木哲夫氏を副町長に選任することでご提案申し上げ、地方自治法第162条の規定に基づき、町議会のご同意をお願いいたすものであります。

以上で同意第4号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより同意第4号副町長の選任についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり同意されました。

日程第7. 特別委員会の設置について

○議長（中川 裕之君） 日程第7、特別委員会の設置についての件を議題といたします。

お諮りいたします。新庁舎整備に関する調査のため、11人の委員で構成する新庁舎整備調査特別委員会を設置し、この調査事項を付託して閉会中の継続調査とし、調査期限を調査終了までとすることにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、新庁舎整備に関する調査のため、11人の委員で構成する新庁舎整備調査特別委員会を設置し、この調査事項を付託して、閉会中の継続調査とし、調査期限を調査終了までとすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました新庁舎整備調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において、村中仁司議員、平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、赤松義生議員、松本武士議員、中本敦子議員、中村武央議員、中丸和則議員を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの11名が新庁舎整備調査特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前9時50分からといたします。

午前9時30休憩

.....

午前9時50分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま、新庁舎整備調査特別委員会委員長から、委員会を開催し、委員長に中村武央議員、副委員長に河藤泰明議員を互選したとの申し出がありましたので御報告いたします。

日程第8. 議員派遣の件

○議長（中川 裕之君） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

日程第9. 委員会の閉会中の所管事務等の調査

○議長（中川 裕之君） 日程第9、委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたしま

す。会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがいまして、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。これをもって、2019年第4回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 赤 松 義 生

署名議員 河 藤 泰 明